

平成19年第4回朝日町議会定例会会議録(第2号)

平成19年9月12日(水曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

- 第 1 代表・一般質問
 - 第 2 認定第1号から議案第45号まで
(委員会付託)
 - 第 3 請願
(委員会付託)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 代表・一般質問
 - 日程第 2 認定第1号から議案第45号まで
(委員会付託)
 - 日程第 3 請願
(委員会付託)
-

出席議員(10人)

- 1 番 水 野 仁 士 君
 - 2 番 長 崎 智 子 君
 - 3 番 脇 四 計 夫 君
 - 4 番 水 島 一 友 君
 - 5 番 大 森 憲 平 君
 - 6 番 梅 澤 益 美 君
 - 7 番 中 陣 將 夫 君
 - 8 番 廣 田 誼 君
 - 9 番 稻 村 功 君
 - 10 番 吉 江 守 熙 君
-

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君
副町	長	永口明弘君
教	育	長 永口義時君
総務部	長	竹内寿実君
民生部長兼住民課	長	吉田進君
産	業	部 長 朝倉茂君
会	計	管 理 者 澤田雅文君
秘	書	政 策 室 長 山崎富士夫君
総	務	課 長 稲荷進君
財	務	課 長 大村浩君
健	康	課 長 竹内忠志君
産	業	課 長 大井幸司君
建	設	課 長 小川雅幸君
あさひ総合病院	事務部長	大菅定吉君
消防本部	総務課長	善万敏雄君
教育委員会	事務局長	山崎秀行君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	数	家	善	継
主			査	竹	谷	俊	範

(午前10時00分)

開議の宣告

議長(吉江守熙君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、去る9月9日午前、朝日町名誉町民・大平山濤先生がご逝去されました。先生の生前のご功績をしのび、心からご冥福をお祈りいたします。

町長より追悼の言葉があります。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長(魚津龍一君) 会議に先立ち、故大平山濤先生への追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

我が朝日町の名誉町民で書家、そして文化功労者の大平山濤先生が、去る9月9日午前10時48分、享年91歳でご逝去されました。

先生は、大正5年、朝日町泊でお生まれになり、泊尋常高等小学校を経て県師範学校を卒業、魚津高等学校で教鞭をとられ、昭和22年に近代詩文書の創設者である故金子鷗亭氏に師事されました。昭和40年に日展の書の調和体部門で特選第1号に輝かれ、昭和43年に上京されて以降も近代詩文書の普及・発展にご尽力されました。

昭和51年に富山県文化功労賞。昭和63年、勲五等双光旭日章。平成6年、紺綬褒章。平成11年には朝日町名誉町民に推戴。さらには、平成14年に文化功労者に選ばれ、朝日町町制施行50周年の平成16年には、泊駅前に先生の胸像を建立申し上げたところであります。

この先も郷土朝日町のため、さらなるご指導、お力添えを賜りたいとご期待申し上げていた矢先、突然の訃報に接し、深い悲しみと痛惜の念を禁じ得ません。

ここに、私たち朝日町民が敬愛し、尊崇申し上げる大平山濤先生の生前の偉大なるご功績と遺徳をしのび、町民を代表して衷心より哀悼の意を表するものであります。

なお、あす13日午前10時30分から東京都文京区の本山護国寺でとり行われる葬儀には、私も吉江議長とともに参列することとしておりますが、町といたしましては、今後ご遺族の方々ともご相談申し上げた上で、日を改めて町主催のお別れ会などの開催も考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

日程の報告

議長（吉江守熙君） 本日の日程は、町政に対する代表・一般質問及び上程案件の委員会付託、請願の上程であります。

町政一般に対する質問

議長（吉江守熙君） これより、町政に対する代表・一般質問を行います。

質問はお手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席にてお願いいたします。

最初は代表質問であります。

最初に、創政会代表、廣田 誼君。

〔 8 番 廣田 誼君 登壇 〕

8 番（廣田 誼君） 8 番、廣田です。議長のお許しを得て、創政会を代表し、通告してあります 5 件について質問いたします。

1 件目は、魚津町政 6 期の指針についてであります。

魚津町長には、初当選以来、「町民とともに笑い、町民とともに泣く」を政治信条のもと、6 期 1 年、通算 21 年間の長きにわたり、町勢の安定と発展に活躍してこられたと認識しているところであります。その間、県内はもとより全国の各団体の役員として、中央政界はもとより中央官僚、経済界や全国の首長会を初めとする豊富な人材のパイプを築いてこられたとっておるわけでありまして。特に富山県町村会長として再選を重ねられるとともに、平成 19 年、今年の 7 月までは全国町村会副会長として、町村会のまとめ役を十分に果たされたことと敬意をあらわすものであります。

その結果、本年 6 月には、各方面から大きなご支援と期待のもと、全国町村会会長選挙に立候補されました。残念ながら惜敗となりましたことは、私たちにとりましてもまことに無念でありましたが、この選挙立候補によってますます示された魚津町長の力量に多くの首長の賞讃を浴びることとなったことは、ご案内のとおりであると思っておる 1 人でありまして。

この上記の実績と能力を十分に発揮されまして、今後の朝日町の発展に対してのより一層の力をふるっていただきたいと願うものであります。

以上の観点から、次の 5 要旨の事項につきまして、町長の考え方と見通しなどについて伺いをいたします。

まずは、町政運営の意気込みについてであります。

魚津町長の6期1年を過ぎた今日、今後の3年間の意気込みなどについてお聞かせ願います。

基本的には町の総合計画にのっとり町政は進められることと思っておりますが、特に残された3年間でどのような施策に重点的に取り組むのか。また、平成20年度予算の編成作業の着手に当たって、現在進めておられます重点的な施策について考えをお伺いいたします。

次に、合併問題についてであります。

平成の大合併が平成18年、昨年4月にスタートし、全国3,232市町村が約1,820市町村へと大きく合併が進んだのであります。富山県においても、35市町村から15市町村となり、全国でも最も合併が進んだ県として高く評価されているわけであります。

我が町は、その合併協議の中で、苦渋の選択として単独町政の道を選んだのであります。しかし最近になって、この合併について、ちらほらと住民の声を耳にすることが多くなってきております。

町長には、この単独での町政運営を選んだことによるよかった部分、また努力が必要な部分について、改めてご意見を伺いたいと思うのであります。

また、長期的に、合併に対して、町の今後の進むべき方向について考え方をお伺いいたします。

最近、一部には、入善町との合併が必要であり、話し合いをするべきとの見方も増えてきているように思いますが、これについてのご所見もお伺いいたします。

次に、決算からの財政運営についてであります。

今回の9月定例会は、平成18年度決算の審査の議会でもあります。朝日町は、単独での町政運営を決断した中で、その財政のスリム化のために、町や議会の機構改革の実施、人件費の抑制、各種補助事業の整理など、本格的な行財政の見直しを断行した上での平成18年度予算であったと認識しています。今後の町政の単独運営を行っていくためのスタートとしての平成18年度決算審査に当たり、注目しているところであります。

つきましては、18年度決算の結果から、前年までの決算との比較、平成15年度決算との比較において、公債費比率などの各種の財政指数、人件費比率、義務的経費の比率などについてお聞かせ願うとともに、その改善点、今後の課題についてお伺いいたします。

次に、道州制についてであります。

これについても、現在、政府案、また経済界の案として、9から13等の分割道州制案が示されるなど、活発な議論がなされてきていると思っております。この道州制への移行のメリッ

トや地方自治体のあり方について、町長のご所見や見通しなどをお伺いいたします。

次に、町長不在についてであります。

町長は、全国の役職など、全国町村会のまとめ役として頼りになる町長の比重がますます重くなってきていることは理解しておりますが、町長が庁舎に不在のときが多く、町民の中から疑問、不満の声が上がっていることも事実であります。これに対してどのように対処されていかれるつもりなのか。また、少しでも多く在庁すべきものと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

【答弁：町長】

.....

次に、2件目、企業誘致についてであります。

現在、舟川新地内において、新しい会社設立に向けての準備が進められています。長年にわたり、我が町における企業進出がなかったことを考えますと、今回の企業進出を心からうれしく思っている1人でもあります。この会社が朝日町に来てよかったと思えるように、町当局はもちろん、町民の皆さんとともに応援するべきだと思っております。朝日町に進出を決断されました企業の関係者を心から歓迎するとともに、今後ともこの企業の発展を願っております1人でもあります。

そこで、この企業進出に当たって質問をいたします。

まず、会社のプロフィールについてであります。この会社の名称、資本金、またどのようなものを扱っているのか、会社の概要について聞かせてください。

また、進出計画であります。操業開始予定、雇用人数などについてもお願いいたします。

次に、地元説明についてであります。この進出について、地元関係町内、周辺町内に説明されたのかどうか。また、その反応はどうだったのかお聞かせください。

次に、諸懸念についてであります。進出に伴い、水源、排水の確保、騒音などの懸念はないのか。また、公害防止協定の締結のありなしについてお答えください。

また、周辺環境整備について、会社へどのような要請をされているのかをあわせてお答え願います。

次に、町の支援策についてであります。企業進出についての町の支援策はどうなっているのかもお願いいたします。

次に、他の企業誘致の取り組みについてであります。近年において、他企業に対しての誘致事業等があったと思いますが、その経過と見込みや見通しなど、動きがあればお聞かせください。

【答弁：町長】

.....

3件目、安全安心なまちづくりについて質問いたします。

本年7月16日午前10時13分に、新潟県中越地方はマグニチュード6.8という大きな地震に見舞われました。「新潟県中越沖地震」と名づけられたこの地震は、突然大地を揺るがし、死者11名、900戸余りの全壊家屋、2万棟にわたる家屋の被害などを初め、各所での土砂災害、ほぼ全地区にわたる水道や電気、ガスなどのライフラインの被害が起きました。

地震から2カ月近くたちました今日、今なお多くの方が不便な日々の生活を送っておりますことに対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興が県・国などの指導のもとになされんことを強く念願するものであります。

我が町も、この災害に対して町職員を7月26日から31日まで現地に派遣し、素早い物資搬送などの援助の動きを見せられました。これは単に災害被災地を支援するばかりでなく、もし我が町に災害が発生したらという想定のもとでの職員の初期対応などの研修に、大いに役立つものと高く評価いたします。

さて、このような地震は、今後、我が町に起こらないとは限らないと思っています。神戸から新潟にかけての活断層は「ひずみ集中帯」と言われ、過去1947年から2007年の60年間で6回、ほぼ10年に一度の割合で大きな地震が発生していることになり、この後いつ起きても不思議でないとの状況と言われております。

そこで、お聞きいたします。

町の地震に対する対応であります。朝日町には魚津活断層帯が地中を走っていると言われておりますが、その内容をお聞かせください。また、頻度は幾らなのかもお願いいたします。

朝日町には、地震計が何個、どこに設置されているのか。また、その連絡体制はどうなっているのかお願いいたします。

また、避難所として予定されています公共施設の耐震診断はどうなっているのか。一般住宅の耐震診断などの調査に対する助成制度はあるのか。その実績はどうなっているのかも伺いいたします。

次に、自主防災組織であります。自治振興組織の整備に合わせて、各町内会などの単位で自主防災組織の結成を呼びかけて1年が経過していますが、現在、組織化された町内は全体の何%になっていますか。それらの組織では、住民避難や避難場所の周知など、結成の目的が広く住民に伝わっていますか。訓練などされた地域があるかどうかもお聞かせください。

また、未組織の町内に対する指導はどうなっていますか。自主防災組織については、人口

密集度合いなどによってきめ細かい対応が求められていると考えます。町内単位の組織と各地域の組織、そして町全体の組織などの連携も重要になっていくものと思われます。関係者との連携のための会合などを日常から頻繁に開催していく必要があると思いますが、その開催についてもお聞かせください。

【答弁：町長】

.....

件名4、小学校環境整備についてであります。

さきの質問と関連いたしますが、五箇庄小学校は老朽化が激しく、今回の中越沖地震のようにマグニチュード6.8クラスの地震には耐えられそうにもありません。危険校舎をこれ以上放置することは、行政の怠慢と言われても仕方ない状況にあると言っても過言でないと思っております。大切な児童の命を預かる者としての責任もあり、一刻も早く耐震設備のある教育環境で伸び伸びと勉強できる環境にすることが町の使命ではないかと思っております。

そこで、町の取り組みについてお伺いいたします。

過去にも何回も取り上げている問題でありますので、重複しての質問は避けませんが、町の方針を明確にして町民に説明すべきではないでしょうか。あいまいな態度が余計に事態を複雑にしているように思えてなりません。今回の質問が最後となりますよう、小学校環境整備について、町長の明確なご答弁をお願いいたします。

また、朝日町教育問題懇話会についてであります。今年度予算に教育問題懇話会に対する予算18万円が計上されています。

この懇話会の構成及び今までの審議経過についてお伺いいたします。

どういう方々で構成され、どのようなことが話し合われているのかお尋ねいたします。

また、町として方針を示して協議されているのか。それとも、懇話会委員の方針を聞き、方針を決定されるつもりなのかをお伺いいたします。

決定された方針は、平成20年度から実施されるつもりなのかあわせてお尋ねいたします。

【答弁：教育長】

.....

最後に、件名5、町名地番整理モデル事業についてであります。

朝日町には、特に町部を中心に地番が入り組んで、なかなか正式な番地と町名、字名が一致しない箇所が多くあります。そこに住んでいる住民でさえ、よくわからないという苦情を聞きます。

そうした中で、今年度から町名地番整理モデル事業に着手し、調査費として86万1,000円の予算化がなされたことは、まことに当を得た政策であると賛意を表する1人であります。

予算計上から半年が経過いたしました。その間の事業の経過と今後の進め方等に問題があれば、その対応についてお答えください。

【答弁：町長】

.....

以上、5件の質問を終わりますが、わかりやすい答弁をお願いいたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

【以上、廣田議員の代表質問に対する町長答弁】

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの創政会代表、廣田誼君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 創政会代表質問、廣田誼議員のご質問にお答えをいたします。

件名1の、魚津町政の6期目の指針についてお答えいたします。

その1点目の町政運営の意気込みについてお答えいたします。

私は、昭和61年6月13日に町長に就任いたしました。政治信条は、「町民とともに笑い、町民とともに泣く、温かい心の通う町政」であります。町民の皆様方の多岐にわたるご意見、ご要望に耳を傾け、対話を重ねながら、郷土朝日町の発展のために渾身の努力を重ねてまいりました。

私は、町長職というのは4年1期でございますので、4年の中で最大限の努力をするということで、今日6回目の洗礼を受けたわけであります。

町長といたしまして、町内外における各種公職に加え、富山県町村会長や林政審議会委員、全国中山間地域振興対策協議会会長、全国町村会副会長等、町村の中心として地方自治の振興・発展と地方の声を国の施策に反映すべく、政府、国会に対する要望活動や地方行政にかかわりのある政治活動などにも携わってきたところであります。

地方においては、これまで第1期地方分権改革及び三位一体改革によって実施された権限及び税財源の移譲が不十分であったことや、平成の大合併、地方交付税の削減により、農山漁村など国土の基盤を守る町村の活力が失われ、地域間格差が一層助長されるなど、正念場にあると思います。

また、本年4月、地方分権改革推進法が施行されました。第2期地方分権改革がスタートしたのであります。国は、2010年までの3年間で必要な税制上、または財政上の措置等を定めた地方分権改革推進計画を策定することとしております。

さらには、合併新法「過疎地域自立促進特別措置法」の期限が2010年であります。まさに、この3年間、朝日町を初め、全国の町村にとって重大な局面にあると思います。

今後3年間の意気込みについてのご質問でございますが、極めて厳しい環境のもと、限られた財源で最大の効果を生むために、事業の厳正な選択と重点化を徹底し、あらゆる施策に創意と工夫を凝らすことを基本方針としており、国の予算や地方財政計画等を踏まえつつ、町民の視点や暮らしに重きを置いたまちづくりを実践してまいりたいと考えております。

今後、重点的な施策につきましては、現在取り組んでおります定住サポート事業やあさひふるさと交流体験事業など定住交流促進施策、小学校6年生までの医療費助成やすこやか誕生券給付事業、子育て応援券給付事業、さらには多様な保育ニーズに対応できる機能を備えた新保育所の建設など、少子化対策、子育て支援施策などを引き続き推進していくとともに、行政・町民・各種団体の連携による、防災、防犯、国民保護を柱とした安全安心なまちづくりを進めるなど、町民生活の根幹となり、住んでいてよかったと実感できるまちづくり、一人一人が喜びを実感できる施策を着実に推進していくことが重要であると考えております。

そして、第4次朝日町総合計画に掲げる先導的プロジェクトである「医療・保健・福祉・介護の充実したまちづくり」「地域資源を活かし交流人口の増加を目指したまちづくり」、「町民総参加のまちづくり」を総合的かつ計画的な指針としながら、厳しい財政状況であります、真に必要な事業を選択し、目指すべき将来像、「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」の実現に向け、常に初心を忘れることなく、引き続き町勢発展のため努力してまいりたいと考えております。

2点目の要旨、合併問題であります。

合併協議につきましては、より効果的で効率的な行財政運営を実現し、地域における自主的な役割を担うための新しいまちづくりを目指して黒部市・宇奈月町・入善町・朝日町合併協議会を設置し、合併に向けて議論をしてまいりましたが、新市の名称と事務所の位置について調整がつかず、平成16年6月21日をもって合併協議会が解散となったのは、周知のとおりであります。

その後、新しくなられました黒部市長さんから合併協議の申し出がありましたが、合併特例法の期限内である合併は時間的に困難であり、平成16年12月20日に当時の正・副議長さんとともに黒部市役所を訪れ、合併協議の不参加を伝えた経緯があります。これらの経緯を踏まえ、朝日町は単独町政の道を選択するに至ったのであります。

町といたしましては、三位一体改革により交付税が削減され、財政状況の厳しさが増す中で、より一層の行財政改革への取り組みが重要かつ最優先課題であると考えております。

このため、収入役の廃止や農業委員定数の削減などに取り組むとともに、役場組織のスリム化、行政運営の効率化のため、機構改革、事務事業における再編、整理等の見直しを行ってまいりました。

さて、平成の大合併の評価であります、合併した市町村の多くは、合併して間もない状況にあるわけであり、そのような中で、道州制の議論が進んでいることもご承知のとおり

りであります。その中で、私ども全国町村会では、平成の大合併をまず検証すべきということをお願いしてまいりました。

先日、総務省の「市町村の合併に関する研究会」が開催され、その中では平成の合併による行政コストの削減の効果や、合併しなかった自治体の要因などを検証することを確認されたそうであります。これらは、合併した自治体、しなかった自治体双方の思いをしっかりと受けとめていただきたいと思いますと考えております。

政府は、現行の合併特例法が期限となります2010年以降を見据えた論議が活発化、道州制の議論も進めてまいりたいというふうに私は感じております。

当町におきましても、今ほど申し上げましたように、行財政改革に鋭意取り組んできているわけではありますが、単独行政により従来と同様のきめ細かな行政サービスを維持していきたいと考えております。

今後、さらなる厳しい国及び地方財政の状況を踏まえ、より効率的な行政システムを確立し、国・県の動向や財源の見直しを含めた健全な財政運営を図っていかねばならないと考えております。

加えて、「住民がみずからの知恵で自分たちの地域を考え、守り、築いていく」といった住民の自主性、主体性のもとに、町内会を初めとする地区内の各種団体が参加する自治振興会を組織化していただいたのであります。より一層地域の特性を生かしながら、町民総参加によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

要旨(3)の決算からの財政運営についてお答えいたします。

地方公共団体におきましては、常にみずからの財政状況の実態を把握するとともに、健全な財政運営を持続していくために、常に財政指標を分析し、将来に向けて検討を重ねていくことが重要であると考えております。

ご質問のありました当町の各種財政指標についてお話を申し上げます。

平成15年度と平成18年度の数値を比較してご説明申し上げます。

まず、地方公共団体の財政力の強弱を示す財政力指数につきましては、平成15年度、0.398でしたが、平成18年度は0.400となりました。わずか0.002ポイントではありますが、財政力は上昇してきました。

また、公債費負担比率は、平成15年度は18.3%でありましたが、18年度は15.4%で2.9%減少していることから、公債費負担も改善している結果となったと認識をしております。

また、義務的経費比率につきましては、平成15年度は44.0%でしたが、平成18年度は45.2%

となり、1.2%上昇しており、また人件費比率につきましては、15年度は22.6%でしたが、18年度は24.4%となり、1.8%上昇しております。

しかしながら、この義務的経費比率と人件費比率については、あくまで決算額に占める当該年度の投資的経費比率やその他の経費と相対的な割合で出すものであり、その比率だけで見ると正確性に欠ける面があります。

そのため、それぞれ決算額で比較してみますと、義務的経費は、平成15年度は32億4,471万円でありました。平成18年度は28億5,382万円となり、3億9,359万円が減少しております。また、人件費につきましても、平成15年度は16億7,569万円でしたが、平成18年度は15億5,294万円となり、1億2,275万円が減少しているのであります。そのようなことから、改善されてきていると認識をしています。

以上ご説明申し上げましたように、当町の各種財政指標を平成15年度と平成18年度で比較した場合、どの財政指標も改善傾向にありますのは、平成16年度から給与費や各種補助金の削減、組織機構の見直しなど、当町の思い切った行財政改革を実行してきた結果が主な原因となっていると思っております。

このように、財政指標もさることながら、当町の財政状況につきましては、広く町民に対して説明を行い、開示していく必要があると考えております。そのようなことから、広報あさひの4月号では予算、12月号では決算、また1月号ではバランスシートについても記載し、周知を図ってきているところであります。

今後におきましても、将来の財政負担を考慮し、自己決定と自己責任の原則に立ち、行政運営の効率を追求しつつ健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

要旨(4)、道州制についてお答えいたします。

道州制は、平成16年3月に地方制度調査会が内閣総理大臣から諮問を受け、社会経済情勢の変化に対応した地方自治制度の構造改革のため、道州制のあり方について検討を行い、平成18年2月28日に「道州制のあり方に関する答申」がなされました。

その答申では、道州制は、現在の都道府県にかわる広域自治体として、道または州を置き、国と地方の双方の政府のあり方を再構築し、国の役割を本来果たすべき役割に重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担うという、我が国の新しい政府像を確立しようとしております。

この答申内容に関して、現在各方面で検討がなされているところでありますが、国と地方の役割分担や中央省庁のあり方などが明確にされていない一方で、具体的な区域割りが例示

されるなど、枠組みが先行している状況と認識しております。

これまで120年間存続した都道府県を廃止して道州を設置することは、将来の我が国のあり方を大きく左右するものであり、国民生活に多大な影響を及ぼすものでないだろうかというふうに危惧をしておるわけであります。地方にとって、納得いくような十分な国民的議論が重ねられるべきと考えております。

先般、内閣官房道州制ビジョン懇談会に参加をさせていただきました。その中で、座長の私案でございますが、道州制の目的は8つあるそうであります。時間的に制約がありますが、かいつまんで申し上げます。

中央集権、つまり明治維新であります、1868年。昭和13年（1938年）、国家総動員法によりまして東京一極集中になったわけでありまして、それらを改めて、全国各地に繁栄する拠点を分散させるため、そして政治、行政を住民の身近に持っていくように、国政を道州に、都道府県を基本的自治体に、市町村政を民にというのが先生のご意見であります。そして、国の役割、道州の役割、基礎自治体の役割等の話をされました。

その中で、私が一番興味を持ちましたのは、先生は、12州300基礎自治体にしたいという話であります。

これは、衆議院議員は現在480名、小選挙区は300名、比例区が180であります。道州制になりますと、小選挙区制のみ、300名でいいというご意見であります。参議院議員につきましては、現在は242名、選挙区が146、比例が96であります。これは1道州当たり10名ということでございますから、12州でございますから120名ということをお話しておられます。ここに私は興味を持ったところであります。

基礎自治体につきましては、4,000から5,000人当たり1支所。これには少し問題があると思いますが、1支所、4,000から5,000人当たり職員2名、つまり留守番係と御用聞き係を置けというふうになっておりますので、これについては、今後、意見を申し上げていきたいというふうに考えています。

5点目の町長不在についてお答えいたします。

町長に就任して以来、私は今日まで町政を推進する責任者として、日々、我が町を思い、全力を傾注して首長としての職責に当たってまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、町長としての職務は役場内の執務室に限らず、さまざまな会議や会合、各種の大会やイベント、そして国・県等を初めとする各方面への要望や陳情活動など、役場庁舎を離れ、外でしかできないものが数多くあります。

以前にもご指摘がありましたが、私自身、町長としての職務以外にも富山県町村会長を初め、全国町村会の常任理事や林政審議会委員、全国中山間地域振興対策協議会会長など、国・県レベルにおける役職にも多くついている関係上、町外はもとより、県外へ出かけるなど、町をあける機会が多いことも事実であります。

しかしながら、携帯電話や電子メール、ファクシミリなど各種の通信媒体を活用することによって、町や職員への情報伝達や政策決定等に対する指示を与えることは十分に可能であり、これまでも実際にそうした対応をとってまいりました。

また、昨年8月には、部制の導入や係の廃止といった機構改革を行うとともに、これまで行っておりました庁議に加え、副町長をチーフとする政策調整会議の設置や市内LANの活用によって、組織としての意思疎通を図っております。私の不在時であっても、副町長以下、部課長等の幹部職員が対応することにより、何ら職務的怠りのないよう努めていると思っております。

なお、災害等の緊急時においても、空路や陸路などの交通網の発達によって、国内であれば遅くとも1日以内には朝日町に戻ることもできますが、いかなる場合でも、組織としての指揮命令系統に支障が生じることのないよう、今後とも職員の連携・連絡体制には万全を期してまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、町長の職は、一般の職員とは異なり、勤務時間等については法律の規定はなく、みずからの判断と責任のもとで職務の遂行が求められていることでもあります。曜日や時間を問わず、スケジュールも過密になりがちではありますが、私自身、いついかなるときでも、心の軸は我が朝日町に置き、職責に当たっているつもりであります。

今後とも、全身全霊を傾けて町発展のために努力してまいりたいと考えております。朝日町の発展のため、引き続き町民の皆様のご理解、ご支援、そして議員各位のご指導を賜りますように、切にお願い申し上げます。

[【質問：件名1に戻る】](#)

件名2の企業誘致についてであります。

要旨(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、まとめて答弁をいたします。

企業の進出につきましては、雇用の創出や地域経済の活性化、さらには活力あるまちづくりのために重要な役割を果たしてきております。従来も企業誘致には努力をしておりますが、実のある結果になっていないのが現状であります。

現在、舟川新地内に建設されております工場に対して、大きな期待を抱いているところであります。

この会社の概要等について申し上げます。

会社名は株式会社常盤産業であります。本社は神奈川県相模原市にあります。主な事業は、クリーニング用資機材や化粧品、医薬部外品、脱酸素剤等の製造、販売等を行っておられる会社であります。ちなみに、社長さんは舟川新出身の方であります。

現在、舟川新に建設中の工場は、今ほど申し上げました株式会社常盤産業の子会社であります。会社名は有限会社エヌ・エイチ・ワイ富山工場であります。その社長さんは、常盤産業の社長の息子さんか工場責任者として就任されるというふうになっております。

有限会社は資本金300万円で、来年4月の創業に向けて、現在工事が進められているところであります。この工場では、鮮度保持剤として使われております脱酸素剤の製造・販売を予定されており、雇用関係につきましては、創業当初における製品の需要が確定しないことから未定であります。ピーク時の計画としては、パート従業員を含めて約50名程度と伺っております。

工場建設に当たっては、ことし3月28日に舟川新町内会において地元説明会が開催されました。企業内容や工場建設の概要などの説明が行われ、意見交換をされ、理解を求められたところであります。

さらに、建設業者が決定した6月20日には、町も同席し、再度、舟川新町内会に対し、工事の工程等に関する説明会が開催され、企業側から工事期間中における協力方がお願いされて、町内会が了承されたのであります。

また、7月20日には入善町古黒部町内会の要請を受け、町内の役員の方々を対象に舟川新町内会と同様の企業内容や工場建設の概要、工程等の説明を行われたのであります。

今回の工場建設に当たりましては、県などの関係機関の事前審査が行われ、騒音対策につきましては、防音壁を備えるなど騒音公害は発生するおそれはない施設として計画されております。

また、地下水の使用につきましても、製造する製品は、性質上、水分を嫌い、製品の製造過程においても地下水の使用はなく、工場排水もほとんどありませんので、富山県公害防止条例施行規則による公害防止協定の締結が不要となると思います。工事完成後に富山県の確認検査を受けて、申請どおりの施設内容であれば操業許可がおりると思います。

また、従業員用の生活用水や駐車場の消雪用水源が必要なことから、周囲の井戸などを調査・確認し、影響のない深さでの井戸の設置工事が施工されます。そういうことでございますので、朝日町としても確認をしてみたいと考えております。

町から企業に対する支援策といたしましては、朝日町企業立地奨励事業補助金交付要綱があります。それらに基づき、用地取得費等に対する助成を行ってみたいと考えております。

今後とも活力あるまちづくりのために企業誘致は不可欠であると考えており、町内の既存企業の育成や新たな企業の誘致にも努めてみたいと考えております。

[【質問：件名2に戻る】](#)

3点目の安全安心なまちづくりについてお答えいたします。

要旨(1)、町の地震対応についてお答えいたします。

ご指摘のように、地震はいつどこで発生するか予測が付きません。予測がつかないからこそ、一層、体制の強化が必要であると認識しております。

ご質問の魚津活断層は、朝日町から入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て上市町に至ります。北北東から南南西に延びる総延長約32キロの活断層であります。魚津活断層は、政府の公的機関であります地震調査委員会において、既に評価を公表されている全国98の主要活断層に加え、基礎的調査観測の対象とすべき12の活断層の1つとして追加して調査を行い、本年5月に「魚津断層帯の長期評価」の公表がなされたところであります。

それらによりますと、魚津断層帯では、最新活動時期が特定できないことから、信頼度は低いものの、今後30年以内の地震発生確率は0.4%以上で、我が国の主な活断層の中では、やや高いグループに位置づけられるということでもあります。

次に、町内の地震計の設置数についてであります。朝日町には現在、震度を観測する施設が2カ所あります。そのうち、1カ所は役場庁舎内にあり、富山地方気象台が設置しているものであります。もう1カ所は境の関の館近くにある独立行政法人防災科学技術研究所が設置しております計測震度観測施設であります。

地震が発生した場合、この2カ所で観測されたデータは、リアルタイムで瞬時に富山地方気象台や防災科学技術研究所に収集されるほか、気象庁等にも送信され、マスコミを通じて地域住民に対する地震速報などの情報源として活用されるのであります。

避難場所となる公共施設の耐震診断につきましては、町では地震が発生した場合の避難場所として、「一時避難場所」「地区避難場所」「広域避難場所」といった3段階の避難場所を考えております。

一時避難場所は、災害があった場合には町内会等单位で集合する場所であり、安否確認を行うための場所となると思います。主に町内会にある集会場や広場などがその場所になると思います。

地区避難場所は、地区単位でまとまって避難する場所であり、避難所生活の場となる場所です。学校や各地区の多目的施設がその場所となります。

広域避難場所は、地区を越えた広域的な避難場所となります。

ご質問の避難場所の耐震強度につきましては、避難所生活の場となる地区避難場所、あるいは広域避難場所には、サンリーナ、さみさと小学校、あさひ野小学校、泊高校の第2体育館、多目的施設である境関の館、カルチャーセンターみやざき、共生の里さゝ郷、南保みず穂館、やまざき紅悠館、大家庄華遊館があり、これらの施設は建築基準法の新耐震設計基準に基づいて設計し、建設したものであります。

一般住宅の震度診断の調査、助成についてであります。富山県では、平成17年度から震災に強いまちづくりを目的に、富山県木造住宅耐震診断支援事業として、建築基準法改正前の昭和56年5月以前に建築された一戸建てで、一定の条件を満たす木造住宅の耐震診断を住宅所有者が社団法人富山県建築士事務所協会に直接申し込むことでありまして、診断を受けるわけでありまして。

その診断費用につきましては、県が9割補助をし、個人負担が1割となります。朝日町の申込者数は、平成18年度が2件、平成19年度が4件であります。その診断を受けて住宅の改善が必要となった場合には、補助限度額は60万円で、県が3分の1、市町村が3分の1の補助を所有者が受けることができる富山県木造住宅耐震改修支援事業がありますが、現時点では朝日町での実績はないのであります。

要旨(2)、自主防災組織についてお答えいたします。

地域住民にとって防災は、それぞれの生命、身体、財産を守る上で最も基本的な問題であり、自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と

連帯感に基づいて結成される防災組織であると考えております。

自主防災組織の設立に当たりましては、昨年4月から自治振興会の会長及び防災担当部役員の方々を対象に説明を行ってきたところであります。現在、10地区すべての自治振興会の防災担当部がそれぞれの地区をカバーする自主防災組織として位置づけをしておりますので、組織率は100%であります。

今後、自治振興会の防災担当部と連携を図りながら、防災強化に努めていきたいと考えています。また、町内会から自主防災組織の設立のご相談があれば、支援してまいりたいと考えております。

一方、自治振興会や町内会等から防災に関する出前講座の申し込みも増えてきており、また独自に火災訓練や避難訓練、防災講演会などを開催されるなど、着実に防災に関する意識の高まりがあると認識をしております。

また、去る7月20日、アゼリアにおきまして「安全安心なまちづくり説明会」を開催いたしました。防災、防犯、国民保護に対する一体的な取り組みの中で、町内会長を初め、多くの方々に自主防災の必要性や火災サイレンの吹鳴方法などをご説明申し上げ、意見交換をさせていただいたのであります。

現在は、個人情報保護法の観点から、町では作成できない災害時における安否確認用の名簿につきまして、朝日町117の町内会長さんをお願いを申し上げ、作成を進めていただいているところであります。それらを町の情報とすり合わせまして、各町内会長さんにお持ちいただくということになるだろうと思っております。

今後、避難場所や避難経路についての意見交換をさせていただくなど、関係団体や関係組織との連携を図ってまいりたいと考えております。

【質問：件名3に戻る】

小学校の教育環境整備につきましては、従来から代表質問、それから常任委員会等で教育委員会なり私が申し上げておりますとおり、町は2校が妥当であるというふうに考えておりますし、常任委員会等でもいち早く2校を進めるようにというご意見を賜っているのが現実であるわけでありまして。

ただ、五箇庄小学校を残してほしいという住民の方々のこともございますので、それらを含めて、教育委員会では朝日町教育問題懇話会を設置し、意見を集約しているところでございますが、この問題につきましては、教育長から答弁をさせます。

5点目の町名地番整理モデル事業についてお答えいたします。

町名地番整理事業は、入り組んだ字界や地番の混乱を整理、解消することによって、暮らしやすいまちづくりや地域住民の利便性の向上を図るとともに、町内会における一体感の醸成の促進と地域の活性化を目指し、実施しようとするものであります。

町内、とりわけ泊地区においては、字界が複雑に入り組み、隣接した土地でも字が異なるために、地番に連続性がなく、あるいは字ごとに設置される郵便番号についても、1つの町内会に複数存在しております。住民に限らず対外的にもわかりにくく、住居等の表示に適しているとは言いがたい状況を思い、今年度、比較的土地の字界や区画がはっきりし、町内会としてコンパクトにまとまっております松濤町町内会において、町名地番整理事業にモデル的に取り組むことといたしまして、事業の効果や手法、進め方などに関する協議、説明を行ってまいりました。

これまでの経過について申し上げます。

3月下旬に町内会へ出向き、町内会役員を初め、歴代町内会長など町内会の代表者の方々に対し、事業についての説明をさせていただきました。その場でも出された疑問点や問題点などを整理した上で、改めて5月中旬に同じ方々に対しまして説明会を開催させていただきました。

その後、松濤町町内会により、役員会において、町内会全戸による住民投票で事業受け入れの可否を問うことにいたしましたので、再度住民に対し説明をしてほしいとの要請を受けました。7月6日に開催されました町内会臨時総会の場において、住民の皆さんに対し、改めてご説明を申し上げたところであります。

総会ではその後、無記名方式による住民投票の実施が決定され、これを受けて、町内会では翌日から投票用紙の配布・回収をされ、7月13日に松濤町公民館において公開での開票が行われました。

開票結果につきましては、反対が過半数を占めたとのことで、8月中旬に松濤町町内会から、正式に事業実施を見送りたい旨の文書をいただきました。

町といたしましては、松濤町を対象とした公図の調査や照合作業、地番調書の作成、公図合成図の作成等に係る業務委託費として86万1,000円を平成19年度予算に計上しておりましたが、松濤町町内会の決定を受け、本事業については見送ることにいたしました。

また、本事業と関連し、本年度は郵便番号の統一化についても進めてまいりました。

朝日町には、郵便番号が設定された当初から、集配局による「939」と「938」の2種類の

郵便番号があるのは周知のごとくであります。かねてから統一化できないかとの考え方を持っておりまして、本年10月に日本郵政公社が民営化し、統一化をお願いするには絶好の機会であると思ひまして、2月中旬に「938」のエリアである山崎地区と大家庄地区の自治振興会長さん及び関係町内会長さんにご説明をさせていただきました。

その後、両地区、各町内会において協議がなされまして、5月下旬に各町内会の意見・意向の集約がなされたところであります。全般にわたる同意が得られなかったことから、当町におきましては、これまでどおり2種類の郵便番号が残ることになったわけであります。

[【質問：件名5に戻る】](#)

以上であります。

[【担当者の答弁へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名4、小学校環境整備について、教育長。

〔教育長 永口義時君 登壇〕

教育長(永口義時君) 件名4、小学校環境整備についての要旨(1)、町の取り組みについて、要旨(2)、朝日町教育問題懇話会についてのご質問にお答えいたします。

小学校環境整備につきましては、昭和61年、朝日町立小学校教育環境整備審議会を設置し、昭和63年2月に「小学校は3校が適当である」との答申を受け、平成2年9月、議会に対し、小学校3校案から成る朝日町立小学校教育環境整備方針が示されたところであります。

その後、それぞれ教育環境整備対策協議会を設置していただき、建設場所について審議が行われ、平成6年には境・宮崎・笹川・泊の各小学校を統合し、さみさと小学校として開校いたしました。

また、平成11年には山崎・大家庄小学校を統合し、あさひ野小学校を開設してまいりました。

さらに、南保小学校につきましては、地区やPTAの深いご理解をいただき、平成17年4月よりあさひ野小学校と統合させていただきました。

この間、平成15年9月には教育委員会において小学校環境整備の論議がなされ、今後の小学校児童数を見越したとき、平成15年の774人が平成21年には600人と、174人の児童数の減少が予測されたことから、将来における適正規模校化などを検討した結果、「児童数の減少が進む中、教育効果を勘案し、2校が望ましい」との考えを示し、町議会小学校環境整備特別委員会に経緯を説明するとともに、五箇庄地区並びにPTAに対しても、平成15年8月から7回にわたり一貫して2校の考えを説明し、ご理解を求めてまいりました。

しかしながら、五箇庄地区の皆さんは、五箇庄小学校の児童数が減少していないことや地域の発展のためにも小学校は必要であるとの考えから、存続を要望されております。

教育委員会といたしましては、近年、町全体の出生数は70人前後となっており、平成18年度は75人で、その児童が6年後に入学する小学校の内訳としましては、さみさと小学校が32人、あさひ野小学校が29人、五箇庄小学校が14人となり、各学校が1学年1クラスとなる状況にあることや近年の地震の頻発を考えると、児童が安全に安心して教育が受けられる環境へ速やかに移行するためにも、小学校はさみさと小学校とあさひ野小学校の2校でいきたいと申し上げておりますが、理解が得られず平行線のままの状況であります。

このため、教育委員会では、広く町民の皆さんがどのように考えておられるのかお聞きす

るための意見交換を行う場として、教育問題懇話会を設置したところであります。

この懇話会は、各地区自治振興会の代表が10名、小・中学校PTA代表が4名、各種団体等の代表が4名から成る18名で構成し、去る7月23日に第1回の懇話会を開催、8月10日には第2回、9月3日に第3回目を開催したところであります。

第1回の懇話会におきましては、町のこれまでの小学校環境整備に関する経過や小・中学校児童・生徒数の推移を説明してまいりました。また2回目では、年度別の小・中学校費の決算状況や統合した学校の建設事業費、朝日町の出生数等人口動態や町内別人口の推移等について説明をした後、各委員による意見交換を行っております。第3回では、これまで2回の懇話会で出された意見の中から、五箇庄小学校を存続すべきとの意見と他の小学校に統合すべきとの意見を集約したものを説明する中で、さらに議論がなされております。

この懇話会では、町の2校案の方針をしっかりと説明した上で、それぞれの委員からご意見をいただいているところであります。

[【質問：件名4へ戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8 番（廣田 誼君） 具体的な答弁、ありがとうございました。

まず、1 点目の町政運営等の質問の中であります。

これは、全体の質問の中で町長にお聞きしたいのは、まず合併というものに対して、当初「合併する者に対するあめ、合併しない者に対するむち」、このようなことが発表された中で進められてきたというように私は認識しておるわけでありましたが、今日、仄聞の中で見ますと、「合併してもむち、合併しなくてもむち」というような現実を見ております。特に財政指数比率の中で、18%を超えた場合の対応、あるいは20%の対応等は、合併されたところからも不満が聞かれておるわけでありましたが、このあたり、町長として「あめとむち」に対するものは、今日までの政府の方向性、あるいはこれからの見通し等についてはどう考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（吉江守熙君） ただいまの廣田 誼君の再質問に対し答弁願います。

町長。

町長（魚津龍一君） ご指摘のとおり、いわゆる平成の大合併はあめとむちでありました。

私どもの町におきましても、合併に賛成をされる方、反対をされる方、その真ん中を歩いていかれる方の先生をお呼びいたしまして、町民の皆さんにも勉強をしていただいたのであります。

現在、当然あめでありますから、それが主であったかどうかわかりませんが、それらをもとに新しいまちづくりの10年の中で、合併特例法による財源を目途として、その新しいまちづくりをしたいという計画は、当然おつくりになったというふうに考えています。

しかしながら、総務省の合併特例法に対する財源措置というのは、すべて100%でないのであります。途中で補正を組まれて、対応してきておられるのが国の施策でございます。

中では、富山県ではないのでありますが、隣接する県とか、ある県はそのようなことから、町と町が合併して町で頑張っておられるところも数多くあるわけでありまして。そういう人たちのお話を聞いていますと、合併特例法による計画をスムーズに実行させていただけないという話もあるわけでありまして。

そのようなことから、先ほど申し上げましたように、とにかく道州制の議論は出ておるわけでありまして、この国政選挙におきましても、政党すべてと申しますか、道州制のマニフ

エストが記載されておるわけでありませう。

そういう中で、私は、やはり合併しなかった市町村、合併した市町村、それを検証すべきだというふうにずっと言い続けているわけでありませう。

そこで、私は、まず国は 議員さんが言われましたように、現在は1,820ほどあるのですが、来年の3月31日、つまり平成19年度の末には1,800を切るのです。

この合併新法というのは5年間でございまして、都道府県知事が勧告をできる新法でございまして、あるときに石井県知事さんともこの話をいたしました。知事さんは、県知事として町村に向かって合併をとすることは言わないということでございませうので、肅々と行くべきかなと思っておりますが、道州制の議論で先ほど申し上げましたように、300という数字が出ておるんですね。これは、日本の経済界からも総理大臣に要請文書が出されているのはご案内のとおりであります。

この300ということになりますと、先ほどのビジョン懇談会の座長さんの私案でございませうが、市町村は民になるわけでありませう。民になった後、どうなるのかということをおし上げますと、先ほど申し上げた4,000人から5,000人が民だとすると、2人でいいということでありませうから、全く行政に携わることなく、留守番員と御用聞きになるだろうと。こういうことがどの程度進むのかわからない状況でございませうので何ともおいえませんが、とにかく先ほど申し上げましたように、2010年というのは、日本の国にとって大きな山でなかるうかなというふうにおおしています。それは合併新法もそうですし、先ほども申し上げましたように、地方分権改革についても同様であります。

そんなことを含めると、2010年を見据える。その結果として、将来の町村のあり方が出てくるのではないかなというふうにおおしていますが、昨日から始まりました国会で、総理大臣が地方に向けてのお言葉を発しておられますので、それらを少し期待してまいりたいなというふうにおおしているところでありませう。

議長（吉江守照君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8番（廣田 誼君） まだ見通しがはっきりしないようでありませうが、私たちは単独町政というものをやった以上は、これに対して町長の見識の高い町政運営の中で進めていっていただきたいと思っております。

また、先ほどの答弁の中で、15年から18年までの地方行政改革、スムーズにいつておるといふ答弁でありませう。これに対しては、先ほど私が申し上げました財政のスリム化や私た

ちの議員の削減、あるいは職員の定数減、報酬のカット等、町民あるいは職場職員初め、各種団体等に減を強いてきておられるわけであります。それに対しては、やはり受益者負担という観点の中からは、やむなしかなというふうには考えます。

しかしながら、やはりこれ以上の削減というものは、私はどこでやるのかなというふう考えたときに、19年度の初め、来年20年度へ向けるこれらの方向性について、町長、何かあればお願いしたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

町長。

町長（魚津龍一君） 安倍内閣でもよく言っておられましたように、歳入の見通しがない場合は削減をするというのが原則であるわけであります。

そんな中で、私が今思っているのは、富山県もそうでございますが、知事さんがかわられまして、中沖県政でつくられた箱物等、議員各位も新聞紙上でご存じのように、行政改革会議というのがございまして、そこに私がメンバーとして参画をしておりますが、県営のスキー場、青少年の家等、それは設置してある自治体に譲渡されたというか、そういうことでございまして、今現在、宇奈月町にある施設も市に移行するというところでございますので、それらを考えて、私どもで考えますと、基幹集落センターが最も議論すべきでなかるうかと思っております。

実は諸経費等で400万強出ています。費用対効果などからいきますと、かなり収入が少ないわけでございます。それらを今分析させていただいておりますが、やはりあそこにふるがあるわけでございますので、おふるのある日に活用されておられることも事実であるわけであります。

朝日町にとりましては、従来あるものをいま一度見直す。そして、やはり抜本的になくするべきはなくしていかなければならないなど、いろんな課題点を抱えているわけでありますが、とにかく平成19年度の取り組みにつきましては、それらについて議員各位ともご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに考えています。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8番（廣田 誼君） ありがとうございました。

もう1つ、町長不在ということで答弁がありました。町の動きに対しては、それぞれいいスタッフや連絡網の発達等において、それらの事業に対する進捗はスムーズにいったおるの

ではないかという答弁でありました。

私が申し上げたいのは、それはそれでまことに結構でありますし、当然やっていただきたいとは思っておりますが、もう1つは、町長不在ということの大きな不安、不満なのは、町民との触れ合いが少ないということに対することが多少多いような気がいたします。卓上における事業展開はよろしいのですが、町民とのふれあいというものは一番大事ではなからうかなと。やはり事業展開における町民の声を生で聞くと。職員の皆さんを卑下しておるわけではありませんが、そのようなことで町長の不在に対する不満があるのではなからうかと思っております。

しかしながら、先ほど言われました県外等の公務出張等がたくさんあるということであります。

もう1つ言いますと、それに対する朝日町への見返りをどんどん持ってきていただくようにすれば、町の皆さんも喜んでどんどん行ってくれということになるのではないかと考えておりますので、そのあたりを、町長、よろしく願いいたしまして、次に移らせていただきます。

企業誘致であります。これに対して具体的な答弁がありまして、後ほどまた見たいと思いますが、私が申し上げたいのは、公害がないということであります。それはまことに結構なことでありまして、それをスムーズにやっていただく会社というのは、まことに健全な会社であると喜んでおる1人であります。

そこで、説明のほうであります。地元への説明はなされて了解を得たということでありますが、もう1つ、隣町であります入善町町内の説明が、ちょっと不満・不平というものが聞こえてきておるわけであります。健全な会社であるとすれば、堂々とそのほうへ説明をし、了解を得、協力をしていただくようお願いしたいわけであります。

ちょっとそこらあたりのほうで不平・不満があるということでありますので、担当者のほうからでよろしいですから、そこらあたりの具体的な件を答えていただきたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの廣田誼君の再々質問に、町長。

町長（魚津龍一君） 今度新しくできる会社は、脱酸素剤なんですね。これは、ご存じのように、お菓子の中でも乾燥剤が入っている。お聞きした話では、全国ではこれの10本の指に入るという企業でございますので、先ほど申し上げましたように、工場での水は極力使わない会社であると。あとは従業員の生活水、消雪装置に使うということでありますので、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、7月20日に私どもの職員も同席いたしま

して、古黒部町内会の役員の方々にご説明をして、了解を得たというふうに私は理解しております。

議長（吉江守照君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8 番（廣田 誼君） わかりました。

そこで、先ほど答弁がちょっとなかったのが1つあるような気がいたしますが、このようなことで、1つの企業が来たということはいずれのことではありますが、それだけでははっきり言うと足りないわけでありまして、その他の企業も当然誘致のためにそれぞれ町の皆さん方等は頑張っておられるだろうと思いますが、これも私、1年間、常に質問しておる1つであります。1つは実ったのでありますが、そのほかの企業誘致に対してどのようなことがなされてきたのかということをお聞きしたわけでありまして、その点についてお願いいたします。

議長（吉江守照君） ただいまの質問に対して答弁を、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 前回からもご質問があつてお答えいたしておりましたが、やはりこういう厳しい状況の中で、なかなか町の思いと企業の思いが合致しないというのが現状でございます。どういう活動をしてきたということは、具体的にはちょっと企業の名前までは申し上げられませんが、いろいろな情報を入手いたしまして、今後とも町の活力あるまちづくりのために、ぜひともそういった企業誘致に全力投球してまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守照君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8 番（廣田 誼君） ひとつよろしく申し上げます。これに対して、やっておつただろうと前向きにとらえますが、真剣にやっていただきまして、第2、第3の企業誘致が成り立つようをお願いしたいと思います。

それで、3点目の安全安心であります。これについて先ほど町長が答弁されましたように、魚津活断層帯、30年間に1回が0.4%、低いのか高いのかわかりませんが、今日、石川県、あるいは新潟県、その狭間にある富山県が現在はないというのはまことに結構なことで、喜びはあるわけではあります。反面、そのかわり大きなものが後で来るのではないかと不安が私にはあります。

そのようなことの中で質問したわけではあります。これらを含めて、自主防災組織が今日、朝日町に津々浦々の町内までできるよう努力を一層重ねていただきたいということが1つあ

りますが、先ほどの答弁の中で、アゼリアで各町内、各団体等を集められて、それぞれの趣旨、説明をされたということ、あるいは意見交換をされたということは、1つの段階とすればまことに結構なことだと思っております。

では、もう1つ言いますと、それを受けて、自主的な活動というものに対してはどのような状況になっておるのか、お願いします。

議長（吉江守熙君） ただいまの再質問に対して、総務部長、答弁願います。

総務部長（竹内寿実君） 7月20日に、安全安心に関する説明会を行わせていただきました。また、各町内におきましては、それぞれ自主防災組織の組織化なり、またこの出前講座というのがございまして、各町内からこの防災に関する説明会というか、そういった要請がございまして、その町内には出向いてやっているわけでありまして。そういう点からして、今、各町内においても防災に対する意識が高まっているものと思います。

それと、安否確認用の名簿と申しますが、それにつきましても、今、全町内の町内会長さんを通じまして作成中と申しまして、それらを整備しながら、今後も一層安全なまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8番（廣田 誼君） どうもありがとうございました。

一番問題なのは、ひとり暮らし、あるいは老人の方々の家族が一番この点では厳しいかなと思っておりますが、先ほど答弁されました個人情報保護法というものがネックと申すようか になっておる現実の中で、町内会なり民生委員なり、それぞれの役員を通じまして、これからも100%の整備をいち早くやっていただくよう要望いたします。

特にこれまでの地震の経緯を見ますときに、ライフラインというものが一番メインになるわけでありまして。朝日町のほう、村部のほうはそれぞれ井戸なりいいとは思っておりますが、町部におきましては、水道施設が埋設されております。しかしながら、これらも新しいものばかりではなくて、古いものもたくさんあると思っております中で、それがどこにどういう深さで配置されておるのか、わかっているのかわからないのか、このあたりの不安もあるように思うわけでありまして、今から早く各町部にあります水道管の位置、そういうものを明確にしなが、ある程度皆さんがわかるようなことを考えていただければ、対応が速やかにできるのではないかと申しておりますことをお願いいたしたいと思っております。

また、4番のほうの学校であります、先ほど説明されました統合につきましては、それぞれ朝日町のほう、当初3校案ということで、それぞれの地区のほうで問題を上げながら今日まで来たわけであります中で、先ほど答弁されたとおり、3校目のことについてつまりきといいたいでしょうか、ネックになっているような気がいたします。

これらにつきましては、毎回この質問で出ておる状況の中であえて今回質問し、これからの、老朽化しておる五箇庄小学校というものに対するものをいち早く解決するべきだと思っておるわけであります。

この五箇庄小学校の存続については、私自身も反対でありますし、いち早く2校にしながら、すばらしい校舎の中で伸び伸びと子どもたちに教育の場の提供といいたいでしょうか、勉学させるべきだと思っておる1人であります。

これらにつきまして、今ほど請願が出ております中で、これからも私たち議会の中でも話し合うとは思いますが、私たち創政会の中では、2校でいこうという現在の心境であることをお伝えしておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

[【稲村議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約10分間とし、11時45分から再開します。

（午前 11時33分）

〔休憩中〕

（午前 11時45分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党代表、稲村功君。

〔9番 稲村 功君 登壇〕

9番（稲村 功君） 私は、日本共産党を代表して質問いたします。

さきの参議院選挙で、自・公の安倍内閣に厳しい国民の審判がありました。それは、貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線と、9条を初めとする憲法改悪の戦後レジュームからの脱却を目指す政治の枠組みには、日本の前途はないとの審判が下ったということであります。

この一連の国政の関連において、我々朝日町町民においても、これは決して看過すべき問題ではありません。この関連に基づいて質問に入ります。

まず、住民税等についてであります。

国は、これまで定率減税として所得税の20%、住民税の15%を減税してきました。ところが、政府は昨年とことしの2年間にわたって、これを廃止したことにより、国民に新たに3兆7,000億円もの負担増となったのであります。しかし、一方では、大企業や大資産家にはIT投資減税や証券優遇税制などにより、総額で4兆円以上もの減税が行われています。まさに格差拡大路線の推進にほかなりません。政府は、定率減税の廃止の理由として、景気が改善したとしておりますが、果たして地方の景気は回復したと言えるでしょうか。住民の収入が増えたと言えるでしょうか、町長の所見を伺いたいののであります。

政府は、税源移譲で住民税が増えても所得税が減るので、税額は変わらないと宣伝してきました。しかし、ことし退職やリストラなどで大幅に収入が減った人は、所得税から住民税の増税分を引けないので、増税になるのであります。こうした人への救済をどう徹底するのかお答えください。

また、増税となった人への返済は地方自治体が行うことになっておりますが、その財源は政府が補てんすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

さらに、昨年の12月議会で我が党の同僚議員が述べましたが、介護が必要な高齢者の負担を軽減するために、要介護認定者に障害者控除を適用するよう求めてきましたが、町は要綱の作成など、どこまで具体化されたか聞かせてください。

【答弁：民生部長】

.....

2番目に、学校給食と地場産業振興についてであります。

朝日町の学校給食に中国産の食材が使用されているか。使用されているとすれば、品目数などについて教えていただきたいのであります。

私は、中国産イコール悪という立場をとる者ではありませんが、異常な残留農薬が国際的にも指摘されている折から、食の安全・安心を確保するのは当然であります。

かつてアメリカ産の輸入米で、ポストハーベストの問題でも言われていましたように、検疫をしっかり守り、食の安全を守ることが必要と考えます。

また、安全な食材という観点から、地元でとれたコシヒカリやアスパラガス、小松菜など、積極的に学校給食に供することは、地元生産者を勇気づけ、地場産業の振興にもつながり、食育の観点からも教育に寄与するものと考えます。

現在、地場産業の食材を学校給食に取り入れられているか、お聞かせ願いたいのであります。

【答弁：教育長】

.....

3番目に、町内のアスパラ生産の被害と支援についてであります。

ことしの暖冬で、アスパラは大きな被害を受けました。品薄の中で、ふるさと便事業用の商品が最優先され、一般向けには出回らない状況になりました。

長年の生産者でも、技術指導者がいなくなったため、気象異常に対応することができませんでした。技術指導体制を充実されるように、県を初め、関係機関と協議すべきと思いますが、所見を伺いたいのであります。

【答弁：産業部長】

.....

4番目に、森林保全とカシノナガキクイムシの被害対策について伺います。

まず、里山・森林の育成についてであります。

近年、これまで安価に輸入されていた外国産木材の輸入が困難になってきました。また、森林の水源の保全ということからも、森林の持つ重要性が見直されていると思うのであります。

山林を多く抱える朝日町では、21世紀という大きなスパンで里山を考えるべき時期に来ているものと考えます。

木が育てられ、伐採され、活用されて、山に経済活動が入ることによって、里山も守られるのではないかと思うのであります。

かつては、日本家屋には、杉や松、クリ、ケヤキなど多種多様な木材が里山より切れ出され、使用されてきました。こうした地場産木材が使われるように、県に補助を求めることを考えてはいかがでしょうか。

被害の実情と対策について伺います。

カシノナガキクイムシの被害対策について、同僚議員も二度も指摘してきましたが、現在の被害状況をどのように把握しておられるか。その対策の現況はどうか伺いたいのであります。

【答弁：産業部長】

.....

最後に、保育所問題についてであります。

保育所の統合計画は、住民の要望を取り入れ、見直しが行われました。しかし、この間、住民に不安と混乱、特に計画を住民に周知徹底する余裕のないままに19年度当初予算に計上したことは、混乱の大きな要因になったものと考えます。町長の町民無視、議会軽視のそしりは免れないと考えます。

しかし、見直し案は、町民と十分話し合った上での見直しでありまして、住民運動の大きな成果と考えますが、町長は先日の提案理由の中で、これからもこの見直しを関係町民と十分に話し合いながら進めたいと述べられました。この住民との話し合いを進めて行うという方針をきちっと守っていただきたいと思うのでありますが、その決意のほどをお聞かせください。

なお、ご案内のとおり、保育はさきの小泉内閣の三位一体の改革の名のもとに措置事業から外されたことにより、それまでの約1億円の国・県からの措置費がなくなりました。このことにより、保育行政が停滞することなく、その充実・拡充のためにあらゆる努力をされることを望んで私の質問を終わります。

【答弁：町長】

.....
【以上、稲村議員の代表質問に対する町長答弁】
.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの日本共産党代表、稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 日本共産党代表質問、稲村功議員のご質問にお答えいたします。

件名1の住民税等についてお答えいたします。

定率減税につきましては、平成11年度から景気対策のために税負担の軽減措置として導入されたものであり、この廃止につきましては、当時と比較して経済状況が改善したという国の判断により、今回実施されたのであります。

しかしながら、我が国の経済状況は、全体として緩やかに回復し、成長率は低いながらも景気回復の動きは着実なものとなっていると言われておりますが、北陸財務局管内の経済状況では、緩やかに回復を続けているものの、このところ弱い動きが見られ、先行きについては原油価格や海外経済の動向に留意する必要があると発表されたのであります。

当町の平成19年度の個人所得を見ますと、給与所得者で昨年並み、営業や農業などの所得者では若干マイナスであります。一概に景気は回復したとは感じられないと認識をしております。

次に、退職者等による増税に対する救済措置についてお答えいたします。

住民税は、前年の所得に対して課税を行い、一方、所得税は現年の所得について課税されておりますが、今回の税源移譲により平成19年度の住民税が増額となった分、平成19年度分の所得税が減額となり、税負担は基本的に変わらない制度となっております。

しかし、平成18年の所得はあったものの、平成19年分の所得が大幅に下がり、所得税がかからなくなった場合、所得税の減額はなく、住民税の増額のみが生じることとなります。

このため、このような変動が生じた場合には、市町村に申告することで税源移譲前の税率を適用し、減額する措置が設けられております。これが税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置と言われているものであります。

当町におきましては、昨年の定例会において税条例一部改正の承認をいただき、4月1日から措置がなされております。

また、その対象者につきましては、1つ、平成19年度住民税の課税所得金額が住民税と所得税との人的控除額の差の合計額を超えているもの。2つ、平成20年度住民税の課税所得金額が住民税と所得税との人的控除額の差の合計額以下であるという2つの要件を満たしてい

る方が対象となります。

この申告につきましては、来年の平成20年7月1日から31日までの1カ月の間、平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村に対し申告していただくことになります。

町といたしましては、今後、広報あさひやホームページなどでお知らせするなど、この制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

要旨(3)の要介護認定者への障害者控除の適用につきましては、詳細でございますので、民生部長から答弁をさせます。

[【質問：件名1に戻る】](#)

また、件名2の学校給食と地場産業振興について、詳細なご質問でございますので、教育長から答弁をさせます。

件名3のアスパラガス生産の被害と支援並びに件名4の森林保全とカシノナガキクイムシの被害対策については、詳細でございますので、産業部長から答弁をさせます。

件名5の保育所問題についてお答えいたします。

保育所問題につきましては、児童数の減少、施設の老朽化、あるいはまた保育ニーズの多様化への対応など、長年にわたり懸案事項となってきたところであり、朝日町におきましても、少子化は避けて通れない問題であり、保育所のあり方につきましても、これまでの議会におきましてもたびたび議論がなされてまいりました。

このような中、町では平成11年3月に朝日町保育所環境整備検討委員会を設置し、朝日町における保育所環境整備について検討をいただきました。

平成12年2月に委員会から報告がなされ、1つには、乳幼児保育、延長保育及び一時保育など特別保育及び育児講座、育児相談などに対応する子育て支援など、多様な保育ニーズに対する保育体制の強化が必要である。2つには、施設の老朽化が著しく、かつ小規模保育所が多く見られるので、早急に整備計画を策定し、順次整備を進められたいといった提言をいただいたのであります。

これらの提言を踏まえ、よりよい保育と生み育てやすい環境づくりを推進するため、平成15年4月に早朝や延長保育、乳児・障害児保育、さらには幼稚園教育を取り入れるとともに、一時保育などの充実を図るため、子育て支援センターを併設した全く新しい保育施設としてあさひ幼児教育センター、通称「ひまわり幼稚園」を整備したのであります。

さらに、平成18年8月、朝日町の子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりや子

育て支援策等を検討いただくため、朝日町子育て環境整備懇話会を設置いたしました。

その懇話会では、保育施設の視察を行いながら、平成19年1月には、安心して子どもを生き育てられる環境づくりや保育環境整備のあり方などに関する報告書が提出されたのであります。

その報告書では、1つには、保育所が老朽化してきていることから、早急に施設整備を図る必要がある。2つには、多様な保育ニーズに対応するため、小規模保育所の解消を図るとともに、保育所の規模、児童数の平均化を進める必要がある。3つには、施設の新規建設に当たっては、小学校などの公共施設に隣接する形も考えられるといった提言をいただいたのであります。

保育所のあり方に関しましては、少子化に伴う児童数の減少、施設の老朽化、保育ニーズの多様化といった問題点もさることながら、保育士の確保につきましても切実な問題となっているところであり、出産・育児で休んでいる職員の欠員補充の確保についても苦慮しているのが現状であります。

こうしたさまざまな問題から、保育所のあり方についての検討は避けて通れない重要かつ喫緊な課題であります。まずは、町民の代表である議員各位に対し、本年2月の全員協議会において、平成19年度以降の保育所運営体制について説明をさせていただいたのであります。

その内容は、今年度である平成19年度は、現在の7保育所、平成20年では、南保・山崎・大家庄保育所を統合した新設保育所を開所し、境保育所はひまわり幼稚園に統合することで、泊南部保育所、桜町保育所の4保育所とする。平成21年度では、桜町保育所を新設保育所に統合し、ひまわり幼稚園と泊南部保育所の3保育所とする。平成21年度もしくは平成22年度以降は、ひまわり幼稚園と新設保育所の2保育所とする整備計画案をご説明申し上げました。

この案をもとに、3月定例議会では予算審議をしていただき、新設保育所の設計監理及び建設工事費の予算が可決されたところであります。この可決を踏まえまして、境、泊南部、桜町、南保、山崎、大家庄の保育所の父母の会やその地域の皆さんに説明会を開催し、町の考え方について理解と協力を求めてまいりました。説明会では、町の計画に理解を示される意見がある一方、保育所の存続を強く要望される意見もありました。

境保育所につきましましては、今年度保育所が廃止となった宮崎地区から通園している児童は、境保育所が廃止になった場合、1年ごとに保育所が変わることになり混乱を来すこと。また、桜町保育所につきましましては、五箇庄小学校問題と複雑に結びついていることなど、さまざまな問題点もあり、これら地域の皆さんの理解を得るには時間を要すると判断をいたしました。

平成22年度以降において2保育所に統合する計画を、ひまわり幼稚園及び境・泊南部・桜町保育所は現状のまま運営を続け、南保・山崎・大家庄保育所は新設保育所に統合して、5つの保育所で運営していくことに変更し、先月の27日に開催されました議会の民生教育常任委員会でご説明をさせていただいたところであります。

また、関係する保育所父母の会及び地区への説明会を重ねて8月24日から9月3日の間で開催し、これまでどおり運営を続ける境・泊南部・桜町保育所の父母の会に対しましては、その趣旨をお伝えしたところであります。

そして、南保、山崎、大家庄の3つの地区の保育所父母の会並びに自治振興会に対しまして、3保育所を統合した新保育所の建設を進めることに理解を求めるため、意見交換会を開催いたしました。

南保・山崎保育所父母の会並びに南保・山崎地区自治振興会からは理解を得たこと、大家庄保育所父母の会は、大家庄地区自治振興会と相談して話を進めたいという内容であったことなどは、9月4日に開催されました全員協議会で説明をさせていただいたところでありませ

す。その後、大家庄地区自治振興会と大家庄保育所父母の会が協議をなされまして、9月10日に大家庄地区自治振興会長さんから新保育所建設に賛同する旨の報告があったわけでありませ

す。それらを踏まえまして、町といたしましては、南保、山崎、大家庄の3つの地区の保育所を統合した新保育所の建設に向けて、処務、手続を進めてまいりたいと考えております。

臨時議会に相なろうかと思いますが、契約案件についてご審議を賜る機会を設けたいと考えております。

[【質問：件名5に戻る】](#)

以上であります。

[【各担当者の答弁へ移る】](#)

.....
議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約1時間とし、午後1時10分から再開いたします。

（午後 0時12分）

〔休憩中〕

(午後 1時12分)

議長(吉江守照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、件名1、住民税等について、要旨(3)を、民生部長。

〔民生部長 吉田 進君 登壇〕

民生部長(吉田 進君) 日本共産党代表質問、稲村功議員、件名1、住民税等について、要旨(3)、要介護者認定者への障害者控除の適用についてにお答えいたします。

精神または身体に障害のある65歳以上の方については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方などのほか、身体障害者に準ずる方などとして市町村長の認定を受けている人が障害者控除の対象とされております。

また、障害者控除につきましては、障害者及び特別障害者に区分されており、所得税において、障害者は27万円、特別障害者は40万円、町県民税において、障害者は26万円、特別障害者は30万円を課税所得の計算に当たって所得金額から控除するものであります。

介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するものではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかり具合を判断するものであります。

一方、身体障害者福祉法に基づく障害者認定は、永続する機能障害の程度と機能障害による生活活動の制限の度合いに基づいて判定するものであります。

このため、要介護認定の結果のみをもって、一律にどの程度の障害者に相当するかを判断することは難しいと考えております。

そのようなことから、介護認定者における障害者控除の適用に当たっては、まずその基準について研究する必要があると考えております。

【質問：件名1に戻る】

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、学校給食と地場産業振興についてを、教育長。

〔教育長 永口義時君 登壇〕

教育長（永口義時君） 件名2の学校給食と地場産業振興についての要旨(1)、学校給食での中国産食材使用の有無について、要旨(2)、食の安全と地場産業の振興についてのご質問にお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進と体位の向上、また正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ好ましい人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的なねらいを目的としております。

このような学校給食の必要性が求められる中、今回の中国産のきくらげから基準を超える農薬や、ウナギなどの魚介類から抗菌剤の物質が検出され、中国産の食品の安全性が問題になっていることについて憂慮しているところであります。

朝日町における学校給食の中国産食材の使用につきましては、むきアサリ、カットワカメ、アーモンド粉末、ひき割り納豆、干しきくらげ、カット春雨、マッシュルーム、ゆかり粉、メンマ、小エビの10品目を使用しておりましたが、今回の事例を受け、中国産の食材の確かな安全性の確認が得られないことから、当町における2学期以降のその対応につきましては、10品目のうち、カットワカメ、ゆかり粉、小エビの3品目について国産のものを使用することとし、また他の7品目については、他の食材に切りかえをするか、献立を変更するなどの対応をすることとし、学校給食の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、学校給食における地元産の食材の使用につきましては、昨年11月の富山県食育推進月間「学校給食とやまの日」において、小松菜、キャベツ、キュウリ、柿酢醤油、パタパタ茶などを使用しており、本年度の「学校給食とやまの日」には、新たに地元産の菜種油を使用することにしております。

なお、本年1学期の7月には、地元産のアスパラガスや灰付ワカメを朝日町独自で献立に食材として使用してきております。

さらに、地元産の食材の生産や収穫状況を撮影したビデオ映像を校内で紹介することにより、地元農産物への理解と食に関する感謝の気持ちが深まってきたところであります。

いずれにしても、地元産の食材の使用につきましては、年間を通じて供給が安定していることが条件であり、学校給食においては、一度に多くの食材の量が必要となることから、

年間を通しての地元産の食材を使用することは困難な状況ではありますが、今後とも機会あるごとに生産農家や関係機関等との連携のもとに、地元産の食材の使用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、アスパラ生産の被害と支援について、件名4、森林保全とカシノナガキクイムシの被害対策についてを、産業部長。

〔産業部長 朝倉 茂君 登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名3のアスパラ生産の被害と支援についての要旨の1番でありますアスパラの被害状況について、それから2点目の被害への経済的、技術的支援についてのご質問にお答えをいたします。

アスパラガスは、町の特産品として、品質、味において消費者に高い評価を得ていることから、その生産向上と普及に努めてきたところであります。

ことしのアスパラガスの生産は、暖冬の影響で降雪量が少なかったことから、土壌の中の水分が不足しアスパラガスの株が衰弱したことや、日照不足などにより根が十分成長しなかったために、収量が大幅に減少し、数量的には昨年の約6割程度の収量となったものであります。さらに、ことしはモグラが多く、その穴によるネズミの食害も減収につながったものと言われております。

本来、北陸地方におけるアスパラガスの栽培は、ほ場の排水や降雨による茎枯れ病や株腐れ病が発生しやすく、その対策として、平成16年度にはプラス園芸導入アシスト事業による簡易雨よけ施設を大家庄アスパラガス生産組合へ導入してきたところでありますが、今回は土壌の中の水分不足に対する対策が不十分であったことが減収の主な要因と考えられております。

なお、県農業普及指導センターなどの指導を受けまして、長期継続出荷と収量の向上を目指して、平成17年度から一部の農家において茎を立てて植え付けする「立茎栽培方法」に改善したことにより、平成18年度において収量が増加した農家もあります。

このことから、今回の被害状況、原因を十分調査し、生産者と県農業普及指導センターや農協などと連携を図りながら、良質なアスパラガスの生産向上と普及促進に努めてまいりたいと考えております。

【質問：件名3に戻る】

.....

件名4の森林保全とカシノナガキクイムシの被害対策についての要旨の1番であります里山・森林の育成について、それから2点目の被害の実情と対策についてのご質問にお答えをいたします。

森林の持つ役割は、きれいな水を供給し、洪水や山地の崩壊を防止するとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、いわゆる公益的機能としての役割が大きく注目されてきております。

一方、建築木材の供給源としての人工林も整備されてきましたが、安い輸入木材による流通システムが国産材の採算性を悪化させ、林業経営意欲が失われて放置されたままの人工林も増えてきているのが現状であります。

このようなことから当町でも、水と緑の森づくり税を活用した「みどりの森再生事業」や「里山再生整備事業」も積極的に取り組み、風雪被害などを受けて一時的に公益的機能が低下した森林の保全に努めるとともに、良質な国産材の生産を支援するために、間伐や枝打ちなどの保育事業、さらには林業経営のコスト削減につながる林道や作業道の整備も行うなど、林業の生産基盤整備や環境整備を行ってきたところであります。

また、使用数量は少ないものの、昨年度は歴史公園のあやめ池の補修工事や林道の横断溝設置の材料に間伐材を使用するなど、地場産木材の利用促進に取り組んできたところであります。

さらに、県においても県産材の利用促進につながるさまざまな事業に取り組んでおり、今後とも森づくりにつながる地場産木材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、広葉樹の林の中で、ナラ類の樹木が初夏から秋にかけて立ち枯れする現象が日本海側の各府県で発生し、その被害原因はカシノナガキクイムシによって引き起こされることが明らかにされております。

この被害は、県内のほぼ全域に広がりを見せ、中でも富山市や上市町など県東部において大幅に被害が拡大しています。

ことしの8月に行われた調査結果では、被害材積として朝日町管内では524立米の立ち枯れ被害を確認しており、昨年を上回る被害状況となっております。

この原因といたしましては、暖冬でカシノナガキクイムシが越冬しやすかったことや、この夏の猛暑で木が衰弱し、被害の拡大に拍車がかかったものと言われております。

この被害拡散防止には、カシノナガキクイムシが成虫になって飛び出す前に被害木を切り倒し、1メートル程度に切断したものを集積し、ビニールシートでくるんでから薫蒸処理を

しており、本年度は、倒木などの危険性の高かった城山や境パーキング周辺の被害木を中心に新川森林組合に業務委託をし、その処理を行ってきたところであります。

県内でも被害の確認されたすべての市や町において同様の対策が講じられておりますが、被害木の多くは人が入り込めない場所や作業現場が危険な斜面にあるなど、被害木のすべてを処理することには困難な状況にあり、被害を根絶するための決め手になっていないのが現状であります。

なお、この立ち枯れに伴う野性生物や森が果たす役割全体への影響などにつきましては、明確なデータがなく、今後の調査結果を待つこととなりますが、今後とも豊かな森を維持するためにも、県や関係機関と連携を図りながら有害鳥獣対策やカシノナガキクイムシの被害対策に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名4に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） まず最初の住民税等について。

地方経済の回復については、町長も、北陸経済は緩やかに回復傾向にあるということだが、将来の見通しがつかないという政府統計の見解を述べられました。

これをもってしても、私はやっぱりこの定率減税廃止の情景根拠が非常に薄弱だと思えます。こういう状態でありますから、この住民税増税による町民の犠牲は非常に大きいものがある、それこそ住民の方々が怒り心頭に発しているというのは現状だと思えます。

いみじくも町長も経済回復についてはそういう状態であるという認識でありますので、これは機会あるごとに住民への犠牲が大きいということを政府関係機関に申し立てて、町民のために、町民の税負担が少しでも軽くなるような、つまり定率減税にかわるものがこれからもまた求められると思えますので、働いていただきたいと思えます。

それから、今部長が述べた障害者認定の件であります。今年の12月議会で同僚の協議員も述べられまして、そのときの答弁に、部長は、他の市町村と基準がばらばらであってはならないという旨の答弁をされておりました。今回、このことがやはり各市町におかれても話題になっておまして、あるところでは前向きに検討するという市も出ているやに聞きますが、そういうことについて他の市町と協議する気持ちはあるかどうか、まずそれをお聞きいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの稲村功君の再質問に対する答弁をお願いします。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 介護認定者への障害者控除適用についてでありますけれども、これにつきましては、その認定の基準と申しますか、介護認定を受けた方がどの程度の障害に準ずるのかということ、基準は大変難しゅうございます。

そこで、民生部健康課としても、内部でいろんな研究を進めているところであります。実際この認定をどうするのかというのは別の問題としまして、やはりこれはいろいろな角度から研究する必要があると私は考えます。

そこで、他の市町村と云々ですが、まず町の方針と申しますか、その基準のあり方をどうするのかということ十二分に研究した上での話だというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 今の部長の答弁では、近隣市町でその首長が認定に同意して認定したところがあっても、朝日町は朝日町独自の見解で基準を勉強していくと。

そういうことであるとすれば、去年の答弁では、新川広域圏組合を構成する市町でばらばらの認定の仕方であってはならないというふうに述べておられますね。そうであれば、やはり他の市町でばらばらでないように、他の市町と検討するのが筋ではないですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対する答弁願います。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 私が申し上げたかったのは、町としても十分研究した上で新川介護組合を構成する市町とすり合わせして決めていかなければならないというふうに考えているということでありますので、町独自ということはありません。

ただ、研究するに当たりましては、議員もご存じだと思いますけれども、厚生労働省が出している障害老人の日常生活の自立度、いわゆる寝たきり度とか、そしてまた認知症の老人の日常生活の自立判定度とか、いろんな基準があります。それは物差しが違うわけでありまして、それを介護認定にどのように反映していくのかという研究が必要だというふうに思っています。

また、身体障害者障害程度の等級表、これは身体障害者にそのまま適用されるわけでありましてけれども、介護認定の方がどういうふうにこれに当てはまるのかという研究を十分にする必要があるということをお願いしたかったわけでありまして。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） その研究が、他の市町とともに研究して、合意を得られればそれでいいわけでしょうか？

そういう点で、その場合は、やっぱり弱い者の立場、町民の立場に立って法を適用するという原則がまず肝要かと私は思います。

他の市町、特に富山市なんかは大分進んでおるようではありますが、そういうものの事例を研さんされて、朝日町の町民のためにひとつ頑張ってくださいたい。

同じ条件で、例えば黒部なら黒部で通ったものが朝日町に来ていないということになると、これはやっぱり問題ではないかというふうに思いますので、研究も十分であります。早急にそのことを近隣市町と協議する場　　これまで何回かやっておられますか。そのことから、

まずお伺いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

民生部長（吉田 進君） 全国的にもこういう形で進められている市町村があるように聞いておりますし、富山県でも今議員がおっしゃったような形で進んでいる市町村もあります。そういうことは話題には上がっていると思いますが、その中身をいつまで、基準をどうするというのは具体的にはまだ決まっておりませんので、よろしく願います。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） その決定は、やはりこれは町長にあると思うのですが、町長のほうでも近隣市町と同等の判断を持つように努力すべきだと思いますが、町長の見解をお願いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの稲村功君の再々質問に対して答弁願います。

町長。

町長（魚津龍一君） 新川地域介護保険組合を構成いたします市町の首長では、この話はしたことはありません。議員が言われますのも一理ありますが、私どもは私どもの、朝日町の考え方の構築をもって話し合いに臨むと。それが筋だというふうに考えています。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

〔「すみません、ちょっと」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 民生部長。

民生部長（吉田 進君） すみません。ほかの、富山県内でそういった認定をされている市町村があるということの話は、事務レベルではあるということで、理事会とか、新川介護保険組合で正式にそういう話は出ていないというのは、町長がお答えされたとおりであります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） これは、やっぱり早急に取り組むべき課題だと思います。それから、町独自の研究もさることながら、例えば新川介護保険組合の中で差の出ないように。進んだところがもしあるとすれば、それはやっぱり不公平になりますからね。そういう点で、やはり早急に話を進めていてもらいたい。

本来は町長の独自の権限でできるわけではありますが、そういう条件も研究するということになれば研究してもいいですから、近隣市町と足並みをそろえて、町民の健康や安全を守っ

ていただきたいと思うのですが、その決意を一応聞かせてください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 決意といいますか、やはりこういった認定に当たりましては、不公平が出てはいけません。それはどういう不公平かといいますと、新川介護保険組合を構成する市町の中でばらつきがあってはならないということでもあります。そのへんは、これから我々、この認定に当たっての研究を進めていきたいということだけ申し上げておきます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 次に、学校給食であります。今ほどの教育長の答弁では、朝日町においては学校給食に中国産の食材が結果的には一応なくなる旨の答弁がなされました。それはそれで結構であります。この学校給食に地場産の食材を供するという問題で、年間安定的にするのは非常に困難だということではありますが、今これを、定期的に食材を使用するように努力していただきたい。

といいますのは、とりもなおさずこの学校給食の食材は、地元の生産者、ひいては朝日町の農業を振興する上でも非常に大きな要因になると私は考えます。そういう点で、今は安定的に供給するのは困難だとしても、これを一貫して給食に供するように努力することが大事だと思います。このことは、やはり1つは当局の姿勢にかかっているのではないかと。

これもまた近隣他町のことを言ってなんですが、実際にとれたての食材を学校給食に定期的に、安定的に供給して、そして農業の振興に役立てる。それがまた食育の観点から、児童・生徒にもいい効果をもたらしているということが報告されております。

朝日町においても、やろうと思えば、これはできないことはない。このように考えるわけです。ほかの成功している町においても、初めから容易にできたわけではありません。いろんな試行錯誤を重ねながら、努力されてやっておる。そのことが、やっぱり私は、食育が叫ばれている昨今、非常に大事な点ではないかと。そしてまた、朝日町の農業を振興させるためにも、大事な方策ではないかと思うわけです。

それで、今現在、朝日町の食材を使用してやっているのは年間何回かということですが、これはやっぱり連続して1週間とか2週間とか、そういうものを延ばしながら年間を通じて安定的にしていく。そのことが必要だと思うのですが、そのやる気があるかないかということについての教育長の所見を伺います。

議長（吉江守熙君） ただいまの再質問に対する答弁を願います。

教育長。

教育長（永口義時君） 学校給食における生鮮食料品の供給につきましては、これは町の業者さんから学校のほうへ納入されております。例えば肉とか魚とか、あるいは野菜、それから豆腐類とか牛乳、そういったものにつきましては、これは朝日町の業者さんが納入されておりますので、その中には町で生産されたものもあるというふうに思っておるわけでありませんが、先ほどの答弁で申し上げました中に、ことしの7月に地元産のアスパラガスを使用しようということで、栄養士のほうが生産者の方に話ををお願いしておりました。それが、1回に必要な量が21.5キログラムであったわけですが、先ほどの答弁にありましたように、ことしは不作ということで15キログラムしか納入できなかったとか……。

そういった、今朝日町の特産品といいましても、量的にはかなり少ないという状況の中で、安定供給はなかなか難しいということをございまして、これは町の中では産業課とも連携をとりながら、今後もそういった朝日町の地元産の供給については努力をしていきたいなというふうには思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） ぜひ実現するように努力、研さんを積んでいただきたいと思います。

次に、里山とカシノナガキクイムシであります。この里山の問題について、これまで戦後ずっと高度経済成長時期から里山が見捨てられてきました。つまり、外国から安い輸入材が入ってきて、それが国産の森林材木を駆逐していったと。

しかし、最近、国際的にもそれぞれの国や地方で森林の持つ重要さが見直され、材木も不足したことから、日本への輸出、つまり輸入材が非常に少なくなって、材料が高騰して、非常に困難な状態になってきていると聞きます。これは将来、またもとのように安く入るとい見通しはありません。そういう点で、やはり国産の材木、朝日町の地場産の材木を使用する時期がまた来るのではないかと。そういう長いスパンでこの森林政策というものを考えなければならぬのではないかと。

そういう点で、里山を保全する意味からも、国産材を使う運動、今富山を初め、魚津やこちらのあたりでそれは取り組んでおられますが、特に多くの山を抱えている朝日町も、森林の果たす役割は非常に大きいと思います。公共施設に国産材、県産材を使うとか、そういうことのPRも兼ねた運動、そしてそれへの補助、これは県のほうからも何か補助が出ている

ようでありますから、そういう点で、まず朝日町の里山を再生すると。

その里山再生のときに、やはり山に経済活動を取り入れることが何よりも大事だと思えます。国産材の杉だとか、そういうものを使用することによって、またそれが山を守り育てることになるのではないかと。

そういう点で、先ほど部長のほうからそういう傾向があるということは述べられましたが、これをこれからの、それこそ朝日町のビジョンとして取り組むことが必要ではないかと思うのでありますが、その点、もう一度その意向をお尋ねいたしたいと思えます。

議長（吉江守熙君） ただいまの再質問に対する答弁をお願いします。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほども申し上げましたとおり、私どもの町では、今、水と緑の森づくり税を有効活用するような形でみどりの森再生事業、あるいは里山再生整備事業、さらには民有林の中の保育をするための間伐や枝打ち、さらには林業経営コストの削減を図るための林道、あるいは作業道の整備に取り組んでおるわけであります。

先ほどの話ではございませんが、地元の炭、いわゆる地場産木材が本当にこれから大いに活用されることを私どもも期待しておりますし、今後ともこれらの事業に積極的にまた取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） ぜひそのように努力願いたいと思えます。

それで、大事な森林を今害しているカシノナガキクイムシ、この被害が非常にここ数年県の西部のほうからずっと迫ってまいりまして、ことしは特に朝日町の被害も大きくなったように思います。

先ほど部長の答弁では、ことしはおよそ530立方か何かということですが、この被害の対策について、国のほうからも県のほうからも補助がなされる制度があるようであります。この530何がしかの立方メートルの中で、今どれぐらいの対策がなされておりますか。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほども申し上げましたが、今年度は、国の「法定森林病虫害等防除事業」を活用しました。これは国が50%、それから県が25%、私ども町から25%、4分の1の負担をするわけですが、今年度は約30立米、約50本の被害木を薫蒸処理しまし

た。金額にしまして、約53万近くの委託費で処理してきております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 一見、「何だ、その10分の1ぐらいか」というふうな考えも頭をよぎりますが、これはやはり非常に山奥の急斜面のなかなか人間が入っていけないところの被害が非常に大きい。そういうことから考えれば、これは精いっぱい対策だと思いますが、しかしこれを放置しておくというのは、ますますその被害を大きくしていくわけでありますから、小さいような努力でも、これはぜひとも精いっぱい進めていってほしいと思います。

とにかく里山を守る。里山を再生する。そのことの中に、朝日町の21世紀への森林のビジョンを大きく広げて取り組んでいってほしいと思います。

最後は保育所問題であります。最初にこの計画が出されたとき、つまり2月5日の段階で、まず議会もさることながら、町民にその趣旨が徹底されていないということから、私もこの計画をもっと住民に知らせるようということ、当初予算には一応反対いたしました。つまり、当初予算に賛成するということは、知られてない計画がそのまま無条件になされていくということ。そのことから、やはり町民の合意が得られるまで、これは徹底して話し合いをすべきだという観点からでありました。

その結果、境地区や桜町地区から、どうしても存続させてほしいと。今のところから、例えば桜町からあさひ野小学校のあそこへ行くのは非常に遠いということもあるし、それからそのことによって町の、つまり町内の生活圏が非常に脅かされていくと。それから、幼児を歩いて連れていける、そういう範囲になるのは町のためにも、つまり町内のためにも非常に理想的な保育だということで存続の請願が出され、それから境地区からは署名を添えて請願を出されました。

この住民の運動がやはり町当局を動かして、そのとおりになったということは、非常に私は喜ばしいことであったと思います。そういう点で、その後町のほうから見直し案が出され、今それが討議されているわけであります。

見直し案については、町長は規模縮小ということも一応考えられるが、すべて町民と話し合いのもとで進めてまいりたいという旨の提案がありました。この見直し案については、町民の合意を得られて決定されるべきものと私は思っております。

そういう点で、結果的には一応片づくところへ片づくのかなとは思いますが、町長のとられた最初の段階、これはやはり議会軽視であったり、あるいは町民無視のそしりを免れない

状態であったと思います。その点については町長も一応反省されて、見直し案を出されたと思うのですが、その間の町長のとられた方策について、強引にやろうという姿勢がうかがわれたわけでありましたが、その点を町長はどのように考えられて見直し案を出されたか、一応経過をお聞きしたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの再質問に対する答弁を願います。

町長。

町長（魚津龍一君） 稲村議員も議員生活が長いと私は思います。現実、私が町長になりましたときに、朝日町に12保育所があったわけでありまして。その後、小規模、老朽化等で幾つかの保育所が閉所になり、取り壊したところもあるわけ、これはご存じだと思います。

そういう中で、18年度に改めて多くの皆さん方のご意見を賜りたいということで、朝日町の子育て環境整備懇話会をつくらせていただきました。この予算については、議員もご承知のとおりであります。

そこで、その構成メンバーの方々でそれぞれの保育所を見ていただきました。そういう中の結果から、実は平成19年度の予算を組み立てております11月の下旬だったと思いますが、一応私は中間報告として聞いているわけでありまして。その中で、やはりということで、平成19年度の予算計上をさせていただいた。

そういうことで、審議をいただく前に、私は常に申し上げておりますように、2月5日も申し上げましたが、町民代表をされております議員の皆さん方にまず話をするというのが私の政治信条で、今日までやってきたつもりでございます。そのときに、議員は、全員協議会よりも民意が先だと、そういう発言をされたと思います。これは議事録を見ればわかると思います。私は常に、そのときも申し上げたと思いますが、町民代表の議員に説明を申し上げたいということで話をしたわけでありまして。

その後、予算を計上いたしまして、予算審議をしていただきまして可決をいただいたわけでありまして。それをもちまして、私どもの職員が境・泊南部・桜町・南保・山崎・大家庄保育所に出向いて話をいたしました。

つまり、平成19年度中に新しい保育所をつくらせていただきたい。そして、平成20年4月1日からひまわり幼稚園、新設の保育所、泊南部保育所、桜町保育所で平成20年は運営させていただきたい。その後、21年度におきましては、ひまわり幼稚園、新設保育所、泊南部保育所という先ほども答弁いたしましたとおりのスケジュールを申し上げたわけでありまして。

それに、そういう時期に、6月議会だったと思いますが、桜町保育所の存続という住民の

意見がございました。境保育所もそうであったわけであります。先ほど答弁で申し上げましたように、境保育所につきましては、ことしの4月に閉所いたしました宮崎保育所の園児が境保育所に行っていることも事実であります。そんなことも含めて残していきたい。桜町保育所は、五箇庄小学校に関係があると私は思っております。

そういう中で、とにかく議員各位のご指摘を賜りながら、あえて職員がすべて回りました。とにかく平成20年以降は境、ひまわり幼稚園、新しい保育所、泊南部保育所、桜町保育所で運営していくと。その議員の中からでも、やはり民意ということもございまして、改めて山崎保育所、南保保育所、大家庄保育所の自治振興会と話をさせていただいたことを先ほど答弁で申し上げたわけであります。

そんなことで、新しい保育所は予算をご審議いただいておりますので、この作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

「民意が先か、議会が先か」、これはかなり難しいと思います。私は、議会が先であるというふうに思っております。

以上です。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 議会が先ということもさることながら、あのときの議会が先というのは、実質2月5日に出されて、それが3月の本会議で予算化されて出てきたというのが、やはりこの議会の中でこれを十分に審議する余裕がないままにされたというのを、そこを私は言いたいのであります。

いずれにいたしましても、結果的に見直し案が出された段階で、これはやはりそこで進めていってほしいと私は思います。進めていってほしいというのは、やはり境や桜町の方々が同意されたという条件のもとで、これはやっぱり一定の変化であったと。そういう点で、今回の保育所問題については、私どもは見直し案で町長がその責務を果たされるように期待しておるわけであります。

以上であります。

議長（吉江守熙君） 町長。

町長（魚津龍一君） 見直し案でいくということを今公言しているんですね。平成20年以降につきましては、境保育所、ひまわり幼稚園、新設の保育所、泊南部保育所、桜町保育所ということでいくということを公言しておりますので、これはもとに戻ることはないと思って

います。

それから、議員が、2月5日に審議する時間がないということではありますが、とにかく2月5日に申し上げたわけでありまして。それから、3月の定例議会の間は、それこそ休会中の委員会も開催されることも可能でございますし、全員協議会の招集も可能であったわけでありまして。

そういうことで、私も反省いたしますが、議員各位にもこの件については若干というふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） とにかく地元と協議しながら進めていきたいという先般の町長の意見でありましたので、それを守っていただくように希望して私の答弁を終わります。

[【長崎議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、誠友会代表、長崎智子君。

〔2番 長崎智子君 登壇〕

2番（長崎智子君） 2番の長崎です。平成19年度第4回議会定例会において、議長のお許しを得まして、誠友会を代表し、さきに通告してあります3件について質問をいたします。

件名1、病院問題についてでございます。

要旨(1)、平成18年度病院事業会計決算について質問をいたします。

およそ当該年度の予算編成に当たっては、できるだけシビアに、微に入り、細にわたって検討した上にも、さらに検討を重ねて編成する。これは、一般家庭における家計においても同じことだと思えます。まして、多くの人・物・金を駆使して経営する自治体病院の予算編成は、細心の気配りと大量かつ良質のデータにより組み上げられるべきものだと考えており、そしてそれがよい経営管理の基本となるものだと思います。

さて、平成18年度病院事業会計決算をながめてみますと、医業収益は、当初予算に対して4億4,371万7,000円のマイナス。また、医業費用については、当初予算に対して軒並みマイナス計上であり、2億9,258万3,000円の節約でした。その努力は多とするものの、いかんせんメインである入院及び外来収益の大幅減を吸収できるはずもなく、医業損失は、4億3,325万6,000円の損失となっております。前年度とは単純に比較することはできないものの、やや向上しており、このご努力は評価いたします。

しかしながら、平成18年度予算編成に当たって、決算額を20%以上もの誤差の出るような予算編成はいかがなものかと思えますが、そこで質問をいたします。

医業収益が大幅マイナスとなったのは、一体何が原因とお考えですか。

医療スタッフにかかわることなどいろいろの問題もあると思いますが、考えられるいずれの事柄も、予算の編成当時に既にわかっていることであり、プラス、マイナス、いろいろな諸条件は既に織り込み済みであったはずだと思います。しかしながら、これだけの誤差が出た要因は何か、お答えをください。

次に、減価償却費の対予算比減の原因は何かお答えください。

また、減価償却費が対予算比で減となるのは、通常の場合、突発的に発生した対象物件の減却か除却などが主たる要因となる場合が多いのですが、何か突発的にそのような事案が発生したのか。あったのであれば、お答えください。

次に、当年度未処理欠損金についてですが、当年度未処理欠損金として14億3,796万8,000

円が計上されております。当年度純損失4億円、前年度繰越欠損金が約10億円、合わせて14億円。借入金の返済が開始される前からこの状態では、先が思いやられます。

大変な金額であると思いますが、一体この病院の経営に関し、どのような経営ビジョンを持っておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

町長は、何か数字を求めたり、所見を伺うと、決まって「一喜一憂することなく」という文言を用いて、さらりとかわそうとなさいますが、不誠実です。私には、「一喜」というのは全くなく、「百憂」も「千憂」もあります。心ある町民ならすべて同様だと思います。

年間の町税155億の朝日町にとって今でさえ大変なのに、さらに来年度からは、新病院建設にかかわる企業債残高79億、建物整備の59億、医療機器その他12億、そのほかに外構、駐車場工事及び医師住宅建設工事などに6億円余りと、目のくらむような多額の起債を背負わされ、朝日町民の25年間にわたる重く重く、長い長い苦難の起債生活を強いているわけですから、誠実にお答えをお願いします。

自治体病院も民間企業と経営手法は同じです。なまはんかな心根では取り組むことはできません。自分がこの起債を返済するんだという気持ちを持って取り組んでいただきたいと思っています。

また、新病院の建設、運営法、設備導入などについても、すべて既定方針どおり、いささかの意見具申にも耳を貸すことなく、力強く押し進めてこられたわけですから、当然、25年先の将来にも通じた、ゆるぎない経営手法をお持ちだと思いますので、その病院経営の手法を披瀝いただいて、すべての朝日町民の皆様方を安心させてください。

平成18年度決算で医業収入24億2,443万2,000円であったのに対し、平成19年度予算では、27億5,233万8,000円を計上しております。その差3億2,790万6,000円増は、何を見込んでの計上でしょうかお聞かせください。

もっとも、前年度の決算が上がるのは予算編成の半年後ではありますが、しかし実態数値は3月にはすでに把握されているはずですから、この増収見込みの要素をお示しく下さい。

【答弁：あさひ総合病院事務部長】

.....

件名2、実質公債費比率についてお伺いいたします。

実質公債費比率の今後における推計予測について。

朝日町における実質公債費比率が20を超え、25%を超える時期はいつであると推計予測しているか。平成19年3月議会におきまして、朝日町の実質公債費比率についてお聞きしました。答弁は、竹内総務部長であったかと記憶しております。平成17年度のものとして14.7%であるので、健全財政であると言われました。

ご存じだと思いますが、平成19年9月7日、総務省は実質公債費比率を発表しました。それによると、朝日町は、わずかの間に17.6%になっています。私の手持ちの資料は少量で貧弱、十分な推計計算をするにはまことに心もとないものがありますが、それをもとに推計いたしましたところ、2年後の21年には19を超え、さらに2年後の23年には22から24%を超える可能性があると思われます。

町当局はこの問題をどのように推計し、その実態に対してどのように対処すべきであると考えておられますか、具体的にお聞かせください。

それから、1つ注意申し上げておきますが、いつものことではございますが、私が質問の中で将来見通しを伺いますと、決まって社会情勢の変化や税制改正など、やらないための理由を見つけ出して、5年、10年、20年の先を見通すことは困難とお逃げになりますが、それら変化、変動も含めた推計をするのが統計的推計学なのです。役所はもちろん、一般民間企業でもこの手法を用いて推計し、先行き、将来に対する対策を立てながら、そのデータを軸に適正な業務管理を行いつつ運営しているのです。それなのに、朝日町だけが適正な行政管理もなく、ただ成り行き任せで、「そのときにならんにやわからん」では情けないです。

行政も企業経営も同じです。しっかりと先を読んで運営管理、業務管理をしていくことがもっとも大切です。ましてや地域のオピニオンリーダーたる行政執行者や役場職員がこのようなことで逃げているようでは困ります。よろしくお願ひいたします。

【答弁：町長】

.....

次に、件名3、保育所統廃合問題についてお伺いいたします。

保育所統廃合問題に関連して、この町の将来ビジョンを問います。

この件に関しては、計画そのものが根底から崩れたわけですから、変なつけ足しや、思いつきのような計画で、その場しのぎをやるべきでないと考えます。

あくまで保育児童の減少と施設の老朽化という事案から派生した問題でありますから、保護者会に地域代表を交えた、十分な議論を重ねた上で合意に至る。この姿勢は絶対に欠かせません。

当面、使用に耐えない保育所は、最低限、児童の保育ができるまでの補修をする。児童数が少なくて他に移動を希望しているところは、保護者などと十分な話し合いの上、合意して他に転所するなど、バランスのとれた処置が肝要です。

または、サンリーナ、なないろKAN、ふるさと美術館、ひまわり幼稚園、児童館、保健センター、病院、学校、各学校跡地施設、みんなの家など、これらのことは町長の専権事項なのですか。建設計画は結構ですが、それには十分な上にも十分に検討し、町民の意見にはしっかりと耳を傾けてください。つくっても活用されない金食い虫的な要素では困ります。

この20年余り、保育園や学校などを除き、すべては安直で知恵のない箱物行政で、町民は疲弊し切っております。

この町は住みよい町か、住みたくない町か。この町の行政は町民に目を向けているか、いないか。これらを判断する基準は何だと思いですか。それは、すべて人口の動向にあらわれます。果たしてこの町はどうなのかよく考えてみてください、お伺いいたします。

町長はこの町をどのように形づくり、未来のこの町に住む人たちに対して何を求め、何を提供しようとお考えですか。この町の将来ビジョンを披瀝してください、お願いします。

【答弁：町長】

.....
以上で終わります。

【以上、長崎議員の代表質問に対する町長答弁】
.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの長崎智子君の質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 誠友会代表質問、長崎智子議員のご質問にお答えいたします。

病院経営につきましては、議員がご指摘のように、安直に予算をつくっているわけではありません。病院の基本であります「経営の安定なくしては良質な医療なし」というのを掲げて鋭意努力しているわけでありますが、ご案内のように、医師の研修制度等を含めまして、朝日町に来ていただいております富山大学医学部の先生が引き上げていかれたというか、例えば眼科の先生が、2人が1人になったとか、そんなことで医療収入が減少していくことは、私から言うまでもなく、そのようになるわけであります。

そんな中で、詳細なことはあさひ総合病院の事務部長から申し述べさせますが、看護師不足も現状としてあるわけであります。そんなことで、県の総合衛生学院、近日中に新しく建てられるというふうに認識をしております。その卒業された看護師さんは、県立中央病院に多くの方が行かれるわけであります。そんなことで厚生部長にも常日ごろ申し上げているのですが、県立中央病院から各自治体病院にローテーションで派遣していただくのも1つの方法でなかろうかと、そんなことを申し上げておりますし、このほど医師の研修制度につきましては、県立中央病院を窓口としてあさひ総合病院でも引き受けるということをお知事さんが判断されて、そのようになればいいなというふうに考えていますし、自治医科大学を卒業された方が私どもの町にも来ておられますが、そういう方の人数が増えていくことも期待をしておるところでありますので、よろしく願いいたします。

2点目の、朝日町の実質公債費比率の今後の予測についてであります。去る9月7日、総務省が平成18年度の決算状況をもとに、全国の市町村の実質公債費比率を発表し、新聞報道になったのは、ご案内のとおりであります。

このもとは、私は北海道の夕張市の破綻に端を発しているというふうに思っております。

この実質公債費比率につきましては、これまで市町村が地方債を発行する際、県の許可を必要としておりましたが、平成18年度から始まりました地方債協議制度とともに、一般会計だけの地方債の元利償還金を対象にした起債制限比率にかわって、一般会計から特別会計への繰出金などを含めたものによって、自治体の実態をより正確に把握するとともに、財政の健全度を示すために導入された財政指標であると思っております。

なお、地方債協議制度につきましては、財政状況が健全な市町村については、地方債を発行するときに県知事に協議をしなければなりません。これからはその同意がなくても、市町村長があらかじめ議会に報告すれば、地方債を発行できる制度になったものであります。その一方、赤字が一定以上大きいことや実質公債費比率が18%以上になる市町村については、公債費適正化計画の策定が義務づけられ、これを前提に県知事の許可を受けることが必要になったものであります。

当町の実質公債費比率については17.6%で、18%を下回っているものの、前年度の14.7%に比べ2.9%上昇する結果になったのであります。

このアップした要因といたしましては、比率を算定する際、その分子となる一般会計の公債費は減少している一方で、下水道特別会計への繰出金と新川広域圏事務組合への公債費に充てた補助金が増額したことによります。また、その分母になる普通交付税の決算額が前年度に比べ減額になったためであります。

なお、当面の状況といたしましては、あさひ総合病院に対する繰出金として、新病院整備に伴う建物本体の元金償還が平成19年度から始まること、あわせて医療機器導入に伴う償還と重なる平成21年度までの3年間においては、実質公債費比率が幾分押し上げられるものと予測をしております。

また一方で、今後の実質公債費比率を引き下げる方策といたしましては、これまで同様、交付税措置のある有利な町債だけを活用することや、また既に借り入れした中でも利率の高いものについては、できるだけ繰り上げ償還を行っていくことが基本方針になると考えております。

具体的な対策といたしましては、昭和60年度から平成4年度までの間に高利率での貸付がなされておりました旧資金運用部資金や旧簡易生命保険資金などの公的資金については、平成19年度から21年度までの3年間において、補償金が免除され繰り上げ償還することができる新たな制度が認められたのであります。当町におきましても、この制度を実行することで、実質公債費比率は引き下げられるというふうに思っております。

地方財政にとりましては、今後も厳しい情勢が予想されますが、計画的かつ効率的な行財政運営ができるよう、より一層創意と工夫をもって町政に取り組んでいかなければならないと思っております。

[【質問：件名2に戻る】](#)

3点目の保育所統廃合問題につきましては、先ほどからいろんなご意見をしておりますので、簡潔に申し述べさせていただきます。

新しい保育所をつくります。南保・山崎・大家庄保育所の父母の会の皆さん方には、それぞれ3回から4回という形の中でご意見を賜りました。その中で、某保育所の父母の会からは、この問題について設計図を見せていただきたいというご意見がございましたが、これは議会にもまだ提示していない事柄から、見せてはおりません。ただ、科目的に要望されたことにつきましては、それぞれご説明を申し上げて、それぞれの保育所の父母の会のご要望に100%こたえることはできませんが、おおむね了解したということも現実にあるわけでありす。

そんな中で、とにかく子どもにゆとりある保育所、運営をつくっていただきたいという要望が強いわけでございますので、先ほどの代表質問でもお答えいたしましたように、平成19年度に議会で承認いただきました予算の執行につきましては、一日も早く執行する準備を指示いたしましたので、先ほども申し上げましたように、臨時議会でご審議をいただくことに相成るだろうと思っております。

それから、議員がご質問されました中で、将来のビジョンを披瀝してくださいということでございますので、若干申し述べさせていただきます。

決して私は箱物行政をやったつもりはございませんが、町民からそのようなご指摘があるということも、きょう、お聞きしたわけでありす。

サンリーナは、ご案内のように、2000年国体に合わせまして、高校総体を前につくらせていただきました。なないろKANは、朝日町の交流人口を目指すために建設をさせていただき、これは有限会社あさひふるさと創造社ということで、町とJAと出資をしてやっておりますが、このたび、町は関与をしないなないろKANとして運営されていくわけでありす。ふるさと美術館につきましては、当時、簡易裁判所と検察庁がふるさと美術館の今の敷地に、約1,000坪に建っていたわけでありす。国の事情で、その国の出先機関が引き上げられるということでございますので、それらの形の中で、町に、旧泊町が寄付をいたしました土地は、無償でいただいたわけでありす。そのときにこの建物は耐用年数がなごうございまして、とにかく壊すということにかなり高額な問題もあるわけでございますので、ふるさと美術館として開館をしております。ひまわり幼稚園は、先ほどから申し上げましたように、多くの皆さん方のご意見を賜りまして、保育所と幼稚園を併用した通称「ひまわり幼稚園」を完成させていただきました。保健センターは、あさひ総合病院の敷地内にあったわけであ

りまして、ひまわり幼稚園をつくりました、隣接する東方に中部保育所があったわけであり
ます。その建物を利用いたしまして、児童館と保健センターを運営しているところでありま
す。学校につきましては、さみさと小学校とあさひ野小学校を建設したことは、ご案内のと
おりであります。それら、数十年、数百年の歴史を刻んできた各小学校の跡地施設についま
しては、それぞれの地区からの要望を受けて町が建設をしてきたところであります。みんな
の家につきましては、町が唱えております医療と福祉と介護という形の中で、福祉法人有磯
会が運営をされておられますので、私に箱物をつくったということと言われても、みんなの
家については、全く関与しないことでございますので、ご理解をいただきたいと、かように
思う次第であります。

文章的にかなり鋭いご質問でございますので、また再質問でお聞きしていただければ幸い
かと思えます。

[【質問：件名3に戻る】](#)

以上で終わります。

[【担当者の答弁へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名1、病院問題についてを、あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長 大菅定吉君 登壇〕

あさひ総合病院事務部長（大菅定吉君） それでは、誠友会代表質問、長崎智子議員の病院問題について、要旨(1)、平成18年度病院事業会計決算について答弁を申し上げます。

あさひ総合病院の経営状況につきましては、決算書により報告しているとおりでありますが、18年度は、4月当初にマイナス3.16%という大幅な診療報酬引き下げが実施されたこと。また、同じく4月からは循環器科が常勤医体制から週1日の非常勤体制になり、さらに8月からは耳鼻咽喉科も週2日の非常勤体制になるなど、医師不足の影響をもろに受けた厳しい1年間でした。

18年度の収益的収支の収入につきましては、入院並びに外来などの医業収益の決算額が24億2,974万1,308円で、前年度決算額に比較しますと2.86%の増となりましたが、当初予算額と比較いたしますとマイナス15.3%、4億3,840万7,692円の減となったものであります。

ご質問の1点目であります医業収益の対予算比大幅マイナスの原因は何かにつきましては、さきに述べました背景等が起因しているものであり、医師並びに看護師の確保こそが収益増へ直結するものと考え、鋭意関係機関へ働きかけているところであります。

次に、減価償却費の対予算比の減の要因は何かについてお答えをいたします。

18年度当初予算計画時において、新病院建設にかかる17年度分の国県補助金が未確定であったことから、18年度の減価償却費算定基礎に組み込まないで減価償却費を計上いたしておりましたが、後日国県補助金が確定いたしましたので、その分の減が主な要因であります。

3点目の当年度未処理欠損金と企業債返済を含めた今後の経営手法についてお答えをいたします。

決算書で報告しておりますとおり、18年度末未処理欠損金は、18年度純損失額に17年度繰越欠損金を加えた14億3,796万8,417円になったものであります。

今後、「経営の安定なくして良質な医療なし」の認識のもと、安定経営を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の18年度医業収益実績と19年度医業収益見込みについてお答えをいたします。

19年度当初予算において、医業収益は27億5,233万8,000円を計上いたしております。18年度決算額は24億2,974万1,308円になったところであり、結果としまして3億2,259万7,000円の増を見込む予算となりました。

一方、医業費用は、19年度予算では29億9,566万9,000円を計上いたしており、18年度決算額と比較いたしますと、これも結果として1億1,558万9,000円の増を見込む予算となったものであります。

今後の経営見通しといたしましては、患者数が、4月から8月までの延べ人数で、入院並び外来とも前年度を上回って推移していること。また、本年8月1日より看護師配置基準を15対1から13対1に変更する旨、富山社会保険事務局へ届け出したところであり、このことによる収益的効果を期待いたしております。

今後とも、医療制度改革の動向などを注視しながら、病院経営の健全化とコスト意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

2番（長崎智子君） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、病院会計の医業収益大幅マイナスについてですが、先ほど町長よりいろいろ答弁をいただきましたが、再度質問いたします。

看護師・医師不足、確保の困難、いろんな問題を絡めてこういうような結果だと言われました。だけれども、看護師・医師不足とかは予算編成時に既に十分わかっていたものではないかな。決算の今になってそれを持ち出すのはどういうものかなと私はと思いますが、予算編成などでなく、単なる数字を合わせたような感じに私は思ったのですが、その点をお伺いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの長崎智子議員の再質問に対して、あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（大菅定吉君） 予算と決算の関係でありますけれども、ご存じのように、予算につきましては、11月から1月にかけて策定をいたしております。先ほど町長からも答弁がありましたように、大学等の人事の関係等につきましては、なかなかぎりぎりまでわからないというのが実態であります。

それから、先ほども答弁申し上げましたが、2年に一遍ずつ診療報酬の改定がございます。特に18年4月に改定されましたのは、3.16%という近年にない大幅な引き下げでありました。こういったこと等を勘案してやるべきというふうにおっしゃいますけれども、なかなかその段階では見通すことは困難であるというふうに思います。

特に私どもからしますと、収入はできるだけ多く見込みたい、支出のほうはできるだけ少なく押さえたいと。こういった気持ちを持ちながら策定をいたしますので、こういう結果になったものというふうに思います。

以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

2番（長崎智子君） はい、わかりました。

それでは、今申し上げたい点もあったのですが、いろいろ苦心しておられることはわかりますので、私のほうから、ちょっと提案なり要望なりを2点ほど申し上げます。

病院問題についてですが、患者の待ち時間が長いため、病院の利用者が少なくなると。私

は以前質問しましたときに、オーダリングシステムを導入すれば早く町民の皆さんに、迷惑をかけず、利用率もよくなると言ったときに、部長さんの答弁は、はっきりは覚えていませんけれども、予算上もあると思いますが、聞き入れてはもらえなかったと。

それと、このオーダリングシステムを導入する、また改善するつもりはないのでしょうか。やはりせっかく建てたすばらしい建物ですから、魅力あるあさひ総合病院に持っていきたいと私たちも願っておるわけです。それで、オーダリングシステムの導入と、また新しく患者の心の安らぎの場、ホスピスの導入の検討も考えていただけたらなと思っております。これは要望にしておきますので、どうぞよろしく町長のお計らいをお願いいたします。

これで……

〔「オーダリング入っていないの？」の声あり〕

2番（長崎智子君） 入っていないと思う。黒部なら入っていますけれども……。

議長（吉江守熙君） 質問か要望か、今のはよくわからない。

2番（長崎智子君） 要望にしておきますと。

議長（吉江守熙君） 要望と言っているが……。

〔声を発する者あり〕

2番（長崎智子君） 入っているのなら、はっきり入っているとってください。

議長（吉江守熙君） 質問なら質問で。

2番（長崎智子君） では、入っていますか。

議長（吉江守熙君） あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（大菅定吉君） 今ほど言われましたけれども、既に電子カルテシステムということで、それを超えた機能を持たせております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

2番（長崎智子君） はい、わかりました。それなら、なおさら結構でございます。

では、後から申し上げました患者の心の安らぎあるホスピスの導入の検討を、また考えておいていただけないでしょうか。町民の強い要望でございますので、よろしく願いいたしまして、終わります。

[【大森議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 以上で代表質問を終了いたします。

これより、通告順に一般質問を行います。

最初に、大森憲平君。

〔5番 大森憲平君 登壇〕

5番（大森憲平君） 5番の大森です。平成19年第4回朝日町議会定例会におきまして、議長のお許しを得まして、さきに通告してあります2件について質問させていただきます。

ことは、夏は異常なくらいに暑い日が続き大変でしたし、またことは隣の石川県能登沖地震や新潟県中越沖地震など異常なくらいに自然災害が続いておりましたが、災害に遭われた皆様方には、謹んでお見舞い申し上げます。

9月1日は防災の日でございました。「災害は忘れたころにやってくる」と言われていますが、最近は忘れないうちにやってくるように思われます。「備えあれば憂いなし」と言われ、全くそのとおりだと思います。当町でも災害に備えての自主防災組織を町内ごとに設立されていますし、まだ設立されていないところも指導されておられると聞いていますが、早急に立ち上がるようお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

1件目の学校問題についてお伺いします。

今、中央では、学校を取り巻く問題がいろいろと取りざたされています。特に学力低下、いじめ、不登校、犯罪、自殺など問題視されていますし、学習指導要領の改正作業を進めている中央教育審議委員会の小学校部会では、総合的な学習の時間を週3時間実施していたのを1時間減らして、主要教科（国語、算数、社会、理科の4教科）と体育の授業時間数を1割程度増やす素案をまとめ、小学校高学年で週1時間程度の英語活動の授業実施も合意されたと報道されています。数年前から言われてきたゆとり教育はどのようになっていくのか。また、授業時間を増やして、果たして学力低下をカバーできるのか疑問視するところです。

そこで、お伺いします。

要旨(1)の当町での学校の学力低下についてですが、少し前に全国的に行われた学力テスト結果の分析等をされておられると思いますが、どのようになっているのか。また、当町の小学校、中学校の学力の現状はどのようになっているのか。そして、今回出された中教審の考えをどのように受けとめられているのかお聞かせください。

要旨(2)のいじめ、不登校についてですが、この件については何度も質問してきていますが、毎年少しずつ少なくなっている傾向にあるとの答弁でございましたが、先日のある新聞の報道によりますと、全国的に、また県下の学校でも増加ぎみとのことでしたが、当町の現

状はどのようになっているのかお伺いします。

要旨(3)の朝日中学校の改築についてですが、耐震検査や傷み具合などを調査されたと思いますが、その後、改築に向けた検討などをされているのかお伺いします。

【答弁：教育委員会事務局長】

.....

2件目のノーマライゼーションの実現についてお伺いします。

ノーマライゼーションとは、障害を持つ人も、老人も子どもも、すべての人が同じように社会の一員として存在する社会がノーマル、すなわち自然であり、障害者を特別視したり特別扱いするのではなく、一般の人々と平等にかつ一般の社会で普通に生活が送れることを趣旨とする考え方であると言われていています。

これは、福祉のまちづくりを目指す当町にとって極めて重要な基本的理念であります。障害を持つ人が一般市民の人たちと同じように、自立して安全かつ快適な生活を送れるように、公共施設や歩道をバリアフリー化するなど、福祉施策をより一層推進すべきではないかと思えます。

平成18年度から障害者の自立支援法の施行により、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）などにかかわらず、サービス提供主体が市町村に一元化されて、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供していくことになっていると思えます。

そこでお伺いしますが、要旨(1)の新しい事業についてですが、昨年6月に出された第四次朝日町総合計画にもこのことがうたわれていると思えますが、1年以上たった現在、あまり変わりばえがないと思えますが、これまでどのように変わってきたのか。また、どのような新しい事業をされたのかお伺いいたします。

次に、要旨(2)の当町の身体障害者の実態についてお伺いいたします。

障害者数は毎年変わってきていると思えますが、ここ二、三年どのように推移しているのか。また、自立者の社会参加の支援を具体的にどのようにされているのかお伺いします。

要旨(3)の身体障害者に係わる金額についてですが、平成18年度決算ではどのくらいの金額がかかっているのか。また、決算に占める割合はどのくらいかお伺いします。

【答弁：民生部長】

以上をもちまして私の質問を終わりますが、当局の明快なる答弁をお願いいたします。

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約10分間とし、3時から再開いたします。

（午後 2時52分）

〔休憩中〕

（午後 3時00分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの大森憲平君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、学校問題についての要旨(1)、(2)、(3)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山崎秀行君 登壇〕

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 大森議員の件名1、学校問題について、要旨(1)、当町での学力の低下について、要旨(2)、いじめ、不登校について、要旨(3)、朝日中学校の改築についてお答えいたします。

4月に文部科学省が43年ぶりに実施いたしました「全国学力・学習状況調査」は、各地域における児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的に、朝日町の小・中学校でも実施されております。

小学校第6学年は国語、算数、中学校第3学年は国語、数学の教科で本年度から毎年実施されることになり、その結果については、文部科学省から、国全体の状況及び国立、公立、私立学校別の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況、地域の規模等に応じたまとまりにおける公立学校全体の状況が公表され、9月中には各市町村や各学校に個々の結果とあわせて送付されることになっております。

なお、富山県においては、文部科学省の指導に基づき、県や市町村においての公表は、序列化や過度の競争につながることから、公表は行わないこととしております。

また、富山県では、小学校教育研究会、中学校教育研究会による県独自の学力調査が毎年4月に行われており、当町の各小学校や中学校もその学力調査に参加しており、その結果については県平均のみが公表されておりますが、個々の結果については各学校に通知されており、当町の小・中学校は平均を上回っているものと聞いております。

なお、ゆとり教育の見直しと学力向上策として、教育再生会議の授業時間数10%増加の提言を受けて、中央教育審議会の小学校部会は、国語や算数の教科学習の授業時間数を、一、二年生で年間70時間、3年から6年生で35時間、それぞれ増加させることとしております。

また、五、六年生で週1時間程度の英語学習なども取り入れますと、毎月2回の土曜日授業や春休み、夏休みの削減、朝の15分授業などの組み合わせによらなければ、10%増の達成はできないとされているところであります。

次に、いじめ、不登校の件についてであります。文部科学省では、「いじめ」とは、平成17年度までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」という定義により、朝日中学校で2件のいじめが発生しております。

平成18年度からは、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとするとのことから、「いじめ」とは「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」との定義の変更がなされており、朝日町の3小学校で4件、朝日中学校で10件がいじめとして認知されております。

平成17年度と18年度では、定義の違いから、「発生」と「認知」との表現になっています。

不登校の定義は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とされており、朝日中学校では、平成17年度は10名、平成18年度は8名となっておりますが、朝日町の小学校では、不登校の児童はおりませんでした。

不登校の原因や背景としては、対人関係や学業、情緒的に安定しないこと、あるいは家庭の問題などもありますが、複合的な要素もあり、主なる原因が特定しにくい状況もあります。

不登校の生徒には、学級担任や学年主任、スクールカウンセラー、カウンセリング指導員など個々の生徒の状況に応じて、家庭訪問や保護者との面談を通じて適正な対応に努めてきているところであり、いじめ、不登校について、当町の小・中学校では、横ばい、もしくは減少傾向にあるものと思っております。

次に、朝日中学校の改築についてであります。朝日中学校は昭和54年度から56年度の3年間で建設されており、建設して26年間経過していますが、昭和56年6月に改正されました建築基準法改正前の昭和56年以前の設計であることから、平成13年度には耐震診断、平成14年度には耐震補強計画等を実施してきています。

耐震結果については、地震時の許容耐力が不足しているため、ブレース補強7カ所、鉄筋壁新設4カ所、開口部閉鎖・鉄筋壁増設3カ所の耐震工事が必要であり、その概算工事費は

約14億3,700万円の診断結果の所見の提出がありました。

町といたしましては、生徒数の減少から余裕教室があることや26年間経過した建物であることから、耐震補強工事を行うより、学習環境や生活環境の高度な機能を持った校舎を新たに改築したいとの考えをしておりますが、多大な費用がかかることや五箇庄小学校の問題もあることから、現在、検討が滞っているのが現状であります。

以上です。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、ノーマライゼーションの実現についての要旨(1)、(2)、(3)を、民生部長。

〔民生部長 吉田 進君 登壇〕

民生部長（吉田 進君） 大森憲平議員、ノーマライゼーションの実現について、要旨(1)、新しい事業について、要旨(2)、当町の身体障害者の実態について、要旨(3)、身体障害者に係る金額についての3つについてお答えいたします。

障害のある人もない人も、お互いに支え合いながら豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障害者の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが求められております。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、障害のある人が利用できるサービスを充実し、福祉の増進を図るためのものです。

障害福祉サービスにつきましては、これまでと同様、介護の支援に加え、自立した地域生活を営むための日常生活の身体機能や生活能力向上のための自立訓練事業、働く意欲や能力のある障害者のための新たな就労支援事業が創設されるなど、障害者の自立に向けた取り組みがなされております。

また、これまで以上に、障害のある人やその保護者、介護者などの多岐にわたる相談にこたえるため、専門的知識を持つ事業者に相談や指導を委託するなど、相談支援への取り組みを拡充しております。

次に、身体障害者の人数の推移であります。平成15年度末には795名（人口の5.1%）、平成16年度末には806名（人口の5.3%）、平成17年度末には816名（人口の5.4%）、そして平成18年度末現在では825名（人口の5.5%）と年々増加傾向にあります。

障害者の自立生活への支援につきましては、日常生活や職業活動を容易にすることができるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付などを行っております。

また、重度の障害者に、行動範囲の拡大と社会参加への促進を図るため、福祉タクシー料金助成事業や介護自動車貸出事業も実施しております。

さらに、在宅生活への支援として、障害にあわせた住宅改善を行うことにより、日常生活を容易にするための在宅重度障害者住宅改善費補助事業や、障害者の保健衛生と介護者の負担軽減を図るため、紙おむつ等の購入費を助成する家族介護用品購入費助成事業や寝具丸洗い事業を行っております。

平成18年度の決算における障害福祉施策全体では約1億2,100万円の支出となっております。

すが、単純に障害種別ごとの内訳を算出することはできませんが、身体障害者への支援として、施設入所支援、補装具費給付、日常生活用具給付等の施策に対し、4,500万円の支出となっております。

今後とも、障害福祉サービスの維持向上に努めたいと考えているところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、二、三再質問させていただきます。

まず、1件目の学校問題についてでございますが、先ほど、学力低下についてですが、全国的に行われたテストは公表されないということでございましたが、これは全然、その結果というのは、各学校に何の知らせもないわけですか、ちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 各学校には、学校ごとの結果は、それぞれ通知は行きます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁 大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうしたら、その結果だけで、学校は、自分がどのぐらいの学力があるかというのは、その学校単位で判断してこれから指導されておられるのかどうなのか、それをちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 県のほうでは、県下の平均といたしますが、そういう結果は公表されます。ただ、おのおのの学校ごと、あるいは市町村ごとの公表というのは、今のところ、序列化、あるいは過度な競争につながるということで、文部科学省では公表については差し控えたいということで指導を受けております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁 大森憲平君。

5番（大森憲平君） それはそれでわかりましたけれども、先ほど私が質問した、中央で今検討されている中教審の、学力低下のために主要科目の授業時間を増やすということに対して、当町の考えはどうなのか。先ほど答弁がなかったのですけれども、どのように考えておられるのか、わかればお願いいたします。

議長（吉江守熙君） 教育長。

教育長（永口義時君） 授業内容の変更につきましては、これは文部科学省のほうで学習指導要領の改正という中で示されますので、それに基づいて授業を行っていくということになりますから、町独自でその内容を変えていくということはないわけでありませう。

しかしながら、先ほど答弁しましたように、その時数をいかにして確保するか、夏休みと

かそういった長期休業中の日数を少なくするとか、一日の時間数について調整していくとか、そういうようなことは教育委員会でできますが、内容については国のほうで決められるということでございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） はい、わかりました。

それでは、当町の教育委員会の見解をちょっとお伺いしたいのですけれども、週5日制や野外活動など、今までゆとり教育を行われてこられたと思います。それに対して、今出された中教審の話からちょっとずれていくような気がしますが、その点、当町の教育委員会ではどのように考えておられるのか、もしわかればお聞かせください。

議長（吉江守熙君） 教育長、答弁願います。

教育長（永口義時君） 今まで、ゆとり教育の中で総合的な学習とかいろんな野外活動等も取り入れてやってきております。そういった効果は、ある程度あったというふうに思っています。学校のほうでもそういった評価はしておるといふふうに思っておりますので、この後、先ほど言いましたように、今県下の中でも夏休み期間を短くするとかそういった状況の中でいろんな学習内容を取り入れて行く方向に向かっているというふうに思っておりますので、当教育委員会としましても、そういったことを検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうしますと、この中教審の答申案が通って、教育委員会なりに通達があった場合には、ゆとり教育をそのまま維持しながら、学力アップを目指していかれるということなのか。ちょっとその点、わかれば。

それともう一つ、ただ授業時間を増やせば学力がアップするのかどうなのか。私は専門的にわかりませんが、どのように考えているのか。その点、ちょっと聞かせてください。

議長（吉江守熙君） 教育長、答弁願います。

教育長（永口義時君） ゆとり教育というのは、先ほど言いましたが、それを今度の答申の中では見直して、総合的な学習の時間も少なくするというのが国の方針でございますので、そういった中身で学習指導要領がつくられるというふうに思っております。

ですから、それを町独自でそれと違ったものの方向に持っていくということは困難である

うというふうに思うわけであります。

それから、時間数を増やただけで子どもたちの学力が上がるかということにつきまして、これはいろんな要素があると思います。教職員の質とかそういったものも加味されてくるというふうに思っておりますので、そういったものについても、今後、文部科学省の中で、いろんな学校に関する法律等も改正されておりますけれども、そういったものを注視しながら、今後は町のほうもそういう内容を検討していきたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） 私、と思いますが、限られた時間内で効率よく授業を行う教師の才覚にも多少左右されると思いますが、教育委員会はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいです。

先生の教え方によって、同じ限られた時間内でも学力が下がることがないような教え方もできる先生もいらっしゃるのではないかと。その点、教育委員会ではどのように考えておられるのか。

議長（吉江守熙君） 教育長、答弁願います。

教育長（永口義時君） ご承知のように、教職員の人事につきましては、県のほうでやっておられるわけでありまして。市町村の教育委員会は、一応内申とかそういったことをすることはできますけれども、権限は県教委にあるということになるわけでありまして。

町の学校数が少なくなった場合、どうしても教員間の交流とかそういったものも少ないという状況の中で、1つの例でありますけれども、ことし、他の県から、新採といいますが、もう30を過ぎた先生なのですが、そういった先生が赴任されました。その方は岐阜県の千人以上の児童数がある学校におられた方なのですが、こちらのほうへ来られて、今までの朝日町の先生方の教育の指導と全く違っておるわけですが、すごく子どもたちも生き生きしているということで、そういったすばらしい教育のやり方をしておられるということも伺っておりますので、今言われたように、やっぱり先生のそういった質についても大いに学力については影響があるというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、いじめと不登校についてお伺いしますが、先ほどの答弁では、17年度と18年度のいじめについての考え方が違ったから、全国的にいじめの数量が増え

たと言われてきているような答弁でございましたが、本当にそのいじめの基準を設けたこと
によっていじめが多くなった。当町でもその件数から言ったら、その基準がそういうよう
になればそのとおりだと思いますが、この登校拒否とかそういういじめに対してのカウンセ
リングなどきちんとされておると思いますが、私も何度もこの件については質問しており
ますが、そのカウンセラーがちょっと少ないのではないかと。私らはそういう感じではあり
ますが、そのカウンセリング室の指導者を養成する、何かそういうのが学校単位でないのか
どうか、ちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） 教育長、答弁願います。

教育長（永口義時君） 今、中学校には、カウンセリング指導員という先生がおります。こ
れは、カウンセリングだけを専門に扱っている先生でございまして、そのほかにスクールカ
ウンセラーという制度がございまして、これは臨床心理士等の、そういった資格を持った方
ですが、そういった方も今配置されておりますが、これは非常勤で、朝日中学校の場合です
と、週に1.5日ということになっております。

それから、先生については、今、全県下の中学校に1名ずつ全部配置されたということ
でありまして、先生をこの後も小学校等にも配置してほしいという、私どもは県に対する要望
は行っておりますが、そういった状況であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） その中学校のカウンセリングの先生は、今、中学校各校に1人おられ
るということですが、町独自で小学校の生徒にもカウンセリングしてもらったりす
ることは、これはできないのですか。時間があれば、やっていただけるわけでしょう？

議長（吉江守熙君） 答弁願います。

教育長。

教育長（永口義時君） スクールカウンセラーについては、必要であれば、お願いすれば、
その朝日町に配置された時間の中でそういったことをすることは、小学生に対してもするこ
とは可能だというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、不登校の件についてですが、当町でのその不登校の期間、
一番長い期間というのはどれぐらいですか。不登校の期間というのは、わかりますか。

議長（吉江守熙君） 教育委員会事務局長、答弁願います。

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 最終的な休まれた日数というのはちょっと今手元に把握しておりません。30日以上で1つの区切りで1人ということになるものですから……。要は、長く何日間休まれたかということでしょうか？ それは今確認しておりませんので、ちょっと待っておってください。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 何でこの件を質問したかといいますと、不登校の期間が長ければ長いほど、その生徒がなかなか学校へ行きづらいというか、そういうことと、その間、よその人は「学校がほっぽっておったんではないか」とかいろんな面が出てきますので、その点をきちんと把握されておかれたほうがいいのではないかなと思って、ちょっと質問したわけでございます。

次に、中学校の改築についてでございますが、先ほど五箇庄小学校の件もあるから、なかなかその話は検討ができない、検討中ということでございますが、だったら、今、その検査結果で、耐震の補強なり何なりしなければならぬという結果が出ておるのに、そのままほっておかれるわけですか。今、五箇庄小学校を「危険校、危険校」と言っていらっしゃると同じことが言われるわけではないですかね。その点、どのように教育委員会のほうでは考えておられるのかお聞きいたします。

議長（吉江守熙君） 教育委員会事務局長、答弁願います。

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 今ほどの、中学校が危険校舎であるということで、教育委員会のほうとしては、やはり早めに何らかの対応、中学校全体で三百数十名のお子さんがおられるものですから、何かあった時の場合を考えますと、早急に手当をしたいと。

ただ、今ほど言いましたように、耐震改修するのに14億の費用がかかると。であるならば、先ほども言いましたように、学校の機能としては、そういうような高度機能的なものに建てかえるという方法も1つの案ということで……。

ただ、いかんせん今ほど言いましたように、五箇庄小学校のめどというか、そういうものがひとつ目に見えないと、なかなか次のステップへ踏み出せないというか、そういう状況に、そういうジレンマに陥っていることは確かでございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） 先ほどの五箇庄小学校云々の話とちょっとダブってくると思いますが、

それがはっきり出なければこの中学校の改修の話ができないということになると、全然話
五箇庄の小学校というのは、先ほど教育長が言われたように、町長が言われたように、
2校でいくという方針が出ておるわけでしょう？ そういうのに検討に入れないというの
は、どういうことですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育長。

教育長（永口義時君） 私どもは、町とすれば2校でいきたいということで方針が出ており
ます。その中で、今まだ五箇庄地区の皆さんと話し合いを継続しておるということで、五箇
庄地区はそんな高価なものでもなくとも校舎を建ててほしいということでもありますけれど、
私ども今懇話会、先ほども話ししておりますが、その中でも、委員の皆さんの中から、こう
いった財政が多端な折に中学校のそういった改修問題もあるということで、もう1校、3校
目を建てるということは難しいのではないかという意見も出ておりますので、そういったも
のを踏まえながら、早急に五箇庄問題を解決してこの中学校の問題についても取り組んでい
きたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） はい、わかりました。

それでは、早急にそれを検討していただきたいと思います。

それでは、2件目のノーマライゼーションについて、少しお伺いします。

先ほど、答弁では、身障者の数が15、16、17年度と、多少なりともアップしてきていると
思います。私も要旨(2)のところで質問いたしました。障害者の実態というところで、ここ二、
三年のことは、これで少しずつ増加していることはわかりました。

ただ、第4次総合計画の中で、私、ちょっと調べたのですが、平成17年で身障者の
数が806名、知的障害者が96名、精神障害者が26名。これは17年度になるけれども、これでよ
ろしいんですかね。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 先ほど答弁申し上げましたのは身体障害者ということで、今大森
議員さんのほうから知的障害者等の話もありましたので、ちょっとお答えさせていただき
たいと思います。

まず、17年度から順番に申し上げたいと思います。知的障害者の方々の推移でありますけれども、17年度は96名であります。それと、18年度も96名。19年度が98名。これは4月1日現在ということでよろしくお願いたしたいと思います。

精神障害者の方の人数ですが、平成17年度が25名。18年度が26名。19年度が30名ということで、これは療養手帳をお持ちの方ということであります。

以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それと、身障者にかかわる金額でございますが、先ほどの答弁では1億2,100万ぐらいだと言われましたが、実際にちょっと私、この18年度の資料、報告書によりますと、1億1,794万の数字になるのですが、この差額、どこで違って来るんですかね。

議長（吉江守熙君） 民生部長、答弁願います。

民生部長（吉田 進君） 私ども今1億2,100万とお答えしましたが、これは障害福祉施策全体ということで、これには身体障害者、知的障害者、また障害者児童、精神障害者、それぞれの施設入所支援とか今いろいろ答弁で申し上げましたけれども、そういったものを含んで約1億2,100万円ということで、個々に 大森議員がおっしゃるのは、主要施策の中には重複する部分も確か少しあると思ひまして、どこがどうかと細かいところは、今申し上げられるような細かいデータは持っておりませんので……、ちょっと、はい。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） はい、わかりました。

それと、当町で、身障者で働いておられて、収入を得られておる方が何人ぐらいおられるわけですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に答弁願います。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） こすもす作業所というところがございまして、そこへお入りになっている方が16名だったと記憶しております。正確な数字を申し上げられなくて申しわけございませんが、確かそのような数字だったと記憶しております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） あと、身障者で、一般の会社なり就職されておられる方は1人もおられないわけですか。

議長（吉江守熙君） 質問に対して答弁願います。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 自立支援法が新しくなりましたから、就労継続支援とかそういったもの、雇成型、非雇成型という形で、自立支援法でそういった分け方をしてございます。これは、日中活動系のサービスということでありまして。朝日町には、その雇成型といいますが、障害者の方で一般企業で働いている方はどのくらいおられるかという質問でしょうか。

〔「はい」の声あり〕

民生部長（吉田 進君） ちょっと細かい数字 申しわけございません。それもちょっと把握しておりませんでしたので、よろしく願います。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 後からでよろしいです。

それと、働きたくても働く場所がない。あるいは、なかなか見つからない。そういう支援体制はどのようになっているのかお伺いします。

議長（吉江守熙君） 健康課長。

健康課長（竹内忠志君） 今回の改正によりまして、当然、旧の事業が新しく移行という形で就労移行支援、それから就労継続支援という事業が設定をされております。

そういう中で、私ども、障害者の皆さん方が相談に来られた場合に相談事業という事業も取り入れを行っております。実際にその方々との話し合いの中で、その対応策を考えているところであります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁で 大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうしますと、ハローワークなどと当町との横のつながりというのはこの身障者の支援に対しては、今全然できていないということですか。

議長（吉江守熙君） 健康課長、答弁願います。

健康課長（竹内忠志君） ハローワークとは、全く私どもは、話は進めておりません。

ただ、実際に、先ほど申し上げましたように、相談の中において施設関係を含めた、施設で就労できる施策等を考えながら対応しているのが現実でございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） この2件目に対しての最後の質問になりますが、ここ数年障害者にかかる経費は右肩上がりになってきておると思いますが、現状では、先ほどの答弁では多少は上がっているけれども、あまり変わりばえがないような気がします。この点、どのようにされていくのか、ちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） 健康課長、答弁願います。

健康課長（竹内忠志君） 今、議会答弁の中で、昨年4月からということで支援法が改正となりました。そこで、サービス提供という中において、私どももある程度の計画を踏まえながら新年度の予算を計上させていただいたところであります。これにつきましては、制度に基づいた形の中で今事業を執行しておる状況でございます。今後これについては、件数も増えてくれば、当然予算的なものも増額していくのかなというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、要望でございますが、身障者並びに老人介護、要介護者などへのさらなる支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

[【水野議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 次に、水野仁士君。

〔1番 水野仁士君 登壇〕

1番（水野仁士君） 議席1番の水野仁士です。ただいま議長の指名を得まして、さきに提出してあります件名2件に基づき質問をさせていただきます。

まず、独立行政法人緑資源機構の官製談合事件で、国・農水省が同機構を本年度いっぱい
で廃止の方針を打ち出したと大きく北日本新聞で報道されていましたが、これこそ国・農水
省の一方的な話ではないでしょうか。

101ある独立行政法人の中で、「なぜ緑資源機構だけが」という思いがいたします。

基本方針を閣議決定し、真に不可欠なもの以外すべて廃止することを11府省に出し、8月
末までに取りまとめを求めていたがゼロ回答であった。

緑資源機構とそれを取り巻く業者、言うなれば身内同士のなれ合いの官製談合ではなかつ
たのでしょうか。廃止の前に同機構の大改革をするのが建前ではないでしょうか。

幹線林道や農用地、水源林の整備などを主な業務とする行政法人を廃止し、その受け皿を
県、地方自治体に移管するとか。この財源を新たに地方に負担を強要してくるのはいかな
ものかと思う。国が責任を持って対処すべきだし、国の直轄で行うべきだと思う。

しかしながら、今後の幹線林道整備への影響が懸念される中で、とりわけ朝日・大山線は、
朝日、入善、黒部市、魚津市と複数の市、町を貫く中山間地の大動脈林道であり、点を線と
していただきたいし、国へは、県はもとより、幹線林道3路線は国直轄で事業を進めるよう
町は強く働きかけてもらいたい。

さらに、幹線林道の今後の見通しについてお尋ねをいたします。

【答弁：産業課長】

.....

2件目の、地元住民要望の県道に消雪の設置ですが、朝日町管内にも県道路線があまりあり、また財政難上、消雪工については難しい面があると思いますが、そこで黒部朝日公園線の岩崎地内、山本商店の交差点から羽入へ上がっていくカーブした、花房洋子さん宅までの区間、拡幅改良工事のときに、定かな話ではございませんが、消雪の設置の話が出たとか、出なかったとかということがあったということを知っております。当場所は早い段階で拡幅改良をしたのに、いまだに消雪が見つからない。

また、この路線の坊地内から細野の区間にも消雪の設置をあわせてお願いしたい。

当町の努力によるものと喜んでいますが、昨年从这个路線の調査費もつきました。これは中沢地内から下今江・細野間の拡幅改良のための調査費だと認識していますが、とにかく消雪装置の話が早く進むものと思いますから、先にできることから進めていただきたい。山沿いの冬場の雪道での危険解消のためにも、ぜひ消雪装置をお願いしたい。

【答弁：建設課長】

以上を私の質問といたします。

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの水野仁士君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、緑資源機構廃止についてを、産業課長。

〔産業課長 大井幸司君 登壇〕

産業課長（大井幸司君） 水野仁士議員の件名 1、緑資源機構廃止についての要旨(1)、幹線林道朝日大山線についてのご質問にお答えいたします。

独立行政法人緑資源機構は、森林資源や農業資源の保全と豊富な森林資源を利活用するために必要な林道の開設・改良事業や水源をかん養するために必要な森林の造成事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設などの整備をする事業並びに海外における農業農村開発に資する事業を行い、農林業の振興と森林及び農用地の公益的機能の増進に資することを使命といたしまして、平成15年10月1日に旧緑資源公団から新たに独立行政法人緑資源機構として発足したものであります。

このうち、独立行政法人緑資源機構が国の直轄工事として整備しております緑資源幹線林道は、奥地森林の適正な整備を推進するとともに、山村地域の生活環境の改善や都市との交流の促進に大きく寄与するものとして昭和48年度から事業が始まり、全国の17道県で計画総延長2,025キロメートルの幹線林道の完成に向けて鋭意事業が進められてきたところであります。

富山県内におきましても、高山・大山線、大山・福光線、朝日・大山線の3路線が実施されており、整備率は27.1%であります。当町におきましても、平成5年度から事業に着手され、18年度末までに笹川・宮崎地内におきまして3.7キロメートルの区間が完成し、管理移管を受けて、現在、供用を開始しております。

その整備率は18.9%と、全国（17道県）の事業実施路線の中でも低く、その整備促進が強く望まれているところであります。

こうした中、一連の報道でもご承知のように、独立行政法人緑資源機構の官製談合事件で、農林水産省が、緑資源機構の本年度いっぱいでの組織の廃止方針を示されたところであります。

こうした情勢から、今後の整備に対する影響が懸念され、8月21日には富山県緑資源特定森林圏整備推進協議会、また8月24日には富山県知事が、地方に新たな負担を強いることなく国の直轄事業として実施するなど、国の責任において事業を継続実施することを内容とした要請書を、農林水産大臣や林野庁長官、さらには県選出の国会議員などに対し要請を行っ

てきたところであります。

いずれにいたしましても、林道事業の整備途中にしての、国が責任を放棄するような独立行政法人緑資源機構の廃止方針には納得がいかないものがあると言わざるを得ません。

しかしながら、農林水産省や林野庁などとの意見交換を行った各県の担当者が受けとめた感覚では、国の方針は固く、地方公共団体を事業主体とした補助事業への移行は避けられない状況となっているというふうに伺っております。

今後、平成20年度の国の概算要求や予算内示などを注視しながら、事業の継続と補助事業化で地方に新たな負担を強いることのないよう、全国緑資源特定森林圏整備推進協議会や関係道県、市町村とも連携を図りながら、事業の早期完成に向けた要請活動を関係機関に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 次に、件名2、住民要望についてを、建設課長。

〔建設課長 小川雅幸君 登壇〕

建設課長（小川雅幸君） 水野仁士議員、件名2、住民要望についての要旨(1)、黒部朝日公園線の消雪設置についてお答えをいたします。

県道や町道などにおけます消雪施設の設置につきましては、交通量が多く、人家連檐地域でかつ水源が確保され、機械除雪の困難な道路を優先的に消雪装置の設置工事が実施されてきたところでございます。

現在、朝日町管内には14路線、5万4,027メートルの県道がございますが、うち52%に当たります2万8,200メートル区間において消雪装置が設置されておるところでございます。しかしながら、依然として未設置区間に対します地元からの要望も多く、その事業の促進を図るために、町から富山県に対しまして、重要要望事項として要望活動を行ってきたところでございます。

ご質問の主要地方道黒部朝日公園線の消雪装置設置要望のうち、辻岩崎地内の延長約650メートル区間につきましては平成10年に、また坊から細野地内の延長約500メートル区間につきましては平成11年に道路拡幅改良工事が施工されたもので、その後、毎年県に対して要望を行っております。

しかしながら、県の厳しい財政状況の中で、新規の消雪装置設置事業につきましては、入善土木事務所管内におきましても、年間に1カ所程度しか実施されておらず、消雪装置の未設置区間については、機械除雪にて対応しているところであります。

また、既設の消雪装置においても、水源工や散水管の老朽箇所が増加し、その機能維持を図るために改修工事や修繕工事が行われております。主要地方道黒部朝日公園線の辻岩崎地内の既設水源工におきましても、近年水量が不足しておりますことから、新たな水源工事を本年度に予定されるなど、既存施設の維持管理が重点的に行われている状況にあります。

このようなことから、新たな消雪装置の設置事業は、状況的には厳しいものがございますが、引き続き富山県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

1番（水野仁士君） それでは、まず1番目の質問でございますけれども、国・農水省の緑資源機構の廃止は、地元自治体、その合意形成がない一方的な話ではないかと私は思っております。地方移管により自治体の財源負担が増える押しつけ、あるいは途中放棄による逃げ出しではないかと思えます。

げすの勘ぐりではないのですが、勘ぐれば勘ぐるほど身内の官製談合の火の粉をかぶらないうちに、「臭い物にはふたをしろ」で幕引きを急いだのではないかと私は思っております。そう思うのは私だけではないかと思えますけれども……。

そこで、3つある幹線道路整備のうち、当町に関係する朝日・大山線は、これは全体延長何キロの幹線林道であったか。朝日町の整備率が何%かと言われましたが、この大山から朝日までの延長距離は幾らであったかお尋ねを申し上げます。

それと、この幹線事業の国、県、町の補助割合はどうなっておったのかお尋ねを申し上げます。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

産業課長。

産業課長（大井幸司君） 3路線の中で、朝日・大山線の全体延長は32.9キロございます。その中の管内で仕上がっておる分が、朝日・大山線の中では6.23キロ、朝日・黒部・魚津区間でございます。その完成率が18.9ということでございます。

2点目の補助率の件でございますが、機構が直接やっておりました補助率は、基本補助率といたしまして、3分の2が国でございます。受益者負担金が5%ということで、残りを県が負担しておったわけでございます。

一番危惧されますのは、この補助率の確保でございます。県のほうに移行されますと、一般の県の事業の場合の国の補助金が55%ということで、何とかこの国費の3分の2を確保してくれということを要望していく項目の1つにしております。

以上です。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

1番（水野仁士君） どうもありがとうございます。

このことにつきましても、町といたしましても大変貴重な林道だと思っております。強く県に働きかけ、国直轄の継続を強く求めていただきたいということを、ひとつ要望いたします。

それと、2点目の地元住民の強い要望、消雪装置の設置でございますけれども、いろいろと町のほうも長年県のほうへ要望を出しておられるようでございます。それはそれといたしましても、この道路は新幹線の黒部駅への大切なアクセス道路でございます。そういったようなことで、昨年からですか、町当局の強い働きかけというか、感謝をしておるわけですが、成果もあらわれまして、去年、ことしと調査費が2年間ついたということで、大変この道路については、私は喜んでおります。

そういうことで、今後ももう一押し二押しもこの黒部朝日公園線の消雪工事への要望を強く強く県に求めていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

[【中陣議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 次に、中陣將夫君。

〔 7 番 中陣將夫君 登壇 〕

7 番（中陣將夫君） 7 番の中陣であります。さきに通告してあります 3 点について、順次質問をさせていただきます。

まず、第 1 点は、町長の行政に対する姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。

さきの議会で、町長は、町長室にいることはないんだという答弁をされておりましたけれども、私もそれは一理あるというふうに解釈をしておったわけであります。今もそのように思っておられるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

また、町長は、数多くの役職、特に全国の役職では中山間地域振興対策協議会、これはことし 7 年目に入ったかと思いますが、全国的な規模の、そういった中で会長として頑張っておられるわけであります。

そういう中で、町民の皆さん方からは、他の市町村長が行事がないのに、なぜ朝日町の町長だけが出張が多いのかということをよく聞かれるわけであります。そういったときには、21 年目を迎えておる首長でありますから、県の町村会長を初めとして、今ほどの全国の会長等で、非常に役職が多いんだというふうに説明をしてくれておるわけであります。

なぜ町民はそのようなことを尋ねるのかと。この点を思いますときに、町長には、役職も大事だろうけれども、朝日町の町長としての仕事をしてほしいという思いから、もちろんしていないとは言わないわけではありますが、してほしいという願い、その中には、町長はやはり朝日町の財政を安定化するべく、仕事と言えは企業誘致であります。税込、交付税以外の財政を勝ち取るときには、やはり企業誘致でなかろうかと。そういう思いから町民が尋ねるんだなというふうに思うわけであります。

先ほど廣田議員からも質問があったわけではありますが、舟川に企業が来ることになって鋭意準備が進んでおるわけであります。私のところにも、いつ会社ができるのか。それから、何名ほど採用されるのかという問い合わせが何件かあるわけであります。さように住民もこういう厳しいときであるだけに、働き口を求めておられるわけであります。そういうところから、町長に対するそういった尋ね方が私にあるのかなということに対して、先ほどの答弁で尽きておるかと思いますが、再度、町長のほうから答弁を願いたいと思います。

そうした中で、数多くの出張があるわけであります。私は、いろんな役職で出張されるときに、旅費の出し方が厳正に行われているのかということをお尋ねしたいわけがあります。

【答弁：秘書政策室長】

.....

次に、第2点目、保育所の改革についてであります。毎回質問しておりますが、2月5日、文字どおり、突然、保育所の運営体制について提出されたわけであり、瞬く間に町民の皆さん方が知るところとなり、これはどういうことなんだと。本当なのかという問い合わせが相次いだわけであり、もちろん議会といたしましても、初めて耳にする提案であったわけであり、当局とこれから論議を重ねていくことになるというふうにご回答であったわけであり、その後、桜町、あるいは境保育所の父母の会、自治振興会の代表の皆さん方から請願書が提出されたわけであり、以来、現在に至るまで所管の民生教育常任委員会で継続審査中であります。

そうした中で、8月17日、全員協議会があったわけであり、もちろん保育所の問題での開催であったわけであり、しかしながら、町長は、突然、きょうの会を中止したいと申し出られたわけであり、なぜあのような行動になったのか。議長を初め、我々議員全員が唖然とした中で、流会になったわけであり。

「なぜ」という思いでおるわけであり、当時のそのことについて、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

また、今、あさひ野小学校の横にプールの用地を買収するとともに、新設保育所をつくるべく、土地の購入があったわけであり、そしてまた、その面積についても、膨大なものがあるわけであり、建設には5億2,600万を要するというわけであり、その試算内容をお聞かせ願いたいと思います。

【答弁：民生部長】

.....

最後になりますが、小学校のあり方についてお尋ねしたいと思います。

私は、終始一貫、五箇庄小学校の存続を訴えてまいりました。朝日町の有力な新興住宅が密集しておる地区であります。そうした中で、最近、朝日町教育問題懇話会が開催されたと伺っておるわけではありますが、その席上、五箇庄小学校の改築試算と申しますか、3億円という数字が出て、それに対する説明があったと仄聞しておるわけではありますが、この数字に対する根拠と申しますか、当局の考え方をお尋ねして、私の質問を終わります。

【答弁：教育委員会事務局長】

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの中陣將夫君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、町長の行政に対する姿勢についてを、秘書政策室長。

〔秘書政策室長 山崎富士夫君 登壇〕

秘書政策室長（山崎富士夫君） 中陣將夫議員の、件名1、町長の行政に対する姿勢についての要旨(1)、役職と出張についてにお答えを申し上げます。

町長の役職につきましては、現在、全国関係のものとしたしましては、全国町村会の常任理事を初め、林政審議会委員や全国中山間地域振興対策協議会会長など、また富山県関係におきましては、富山県の町村会長を初め、富山県市町村総合事務組合副管理者や富山県県立学校教育振興計画策定委員会の委員など数多くの要職にあります。そのため、各種事業や施策を推進する上において、朝日町にとっては有益な知識や情報の獲得はもちろんのことですが、さまざまな政策や施策の形成、決定過程への参画など、まちづくりを進める上においても非常に大きなプラスになっているものと考えております。

旅費についてのご質問ですが、町長及び副町長を初め、教育長や一般職員、そしてまた議員さんに対する支給基準や支給額については、それぞれ個別の町条例において定められております。そしてまた、その規定に基づいた支給が行われているところでございます。

条例の規定に基づきまして、町長としての職務に関するものについては町予算から支出しておりますけれども、全国町村会や富山県町村会関係の公務を初め、全国中山間地域振興対策協議会等の公務に係るものについて、それぞれ所管の団体や協議会などにおいて旅費等が支払われる場合には、当然、それに係る町からの支出は行っておりません。

以上でございます。

【質問：件名1に戻る】

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

次に、件名2、保育所の改革について、民生部長。

〔民生部長 吉田 進君 登壇〕

民生部長（吉田 進君） 中陣將夫議員の件名2、保育所の改革について、要旨(1)、土地購入と面積についてにお答えいたします。

保育所のあり方につきましては、これまでの議会におきましてたびたび議論がなされてまいりました。町では、平成11年3月に朝日町保育所環境整備検討委員会を設置し、保育環境整備について検討をいただき、平成12年2月に報告がなされました。その提言を踏まえまして、よりよい保育と子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、平成15年4月に早朝や延長保育、乳児・障害児保育、さらには幼稚園教育を取り入れるとともに、一時保育などの充実を図るため、子育て支援センターを併設した全く新しい保育施設として、あさひ幼児教育センター、通称「ひまわり幼稚園」を整備いたしました。

今計画しております新保育所整備用地は、平成16年のあさひ野小学校プール建設の際に、将来的な活用も視野に入れながら、地権者の方々のご理解を得て、1万2,344平方メートルを取得させていただきました。

学校プールの北側に所有する9,571平方メートルの町有地に、保育所と小学校の連携も考えながら、ひまわり幼稚園と同様に早朝や延長保育、乳児保育、一時保育のできる子育て支援センターなど、多様な保育機能を備えた保育所整備を進めたいと考えております。

新保育所の整備にかかる予算根拠でありますけれども、現在のあさひ幼児教育センター、通称「ひまわり幼稚園」と同等の多様な保育機能を有し、同規模の施設を想定したことから、建設工事費として、ひまわり幼稚園とほぼ同額の4億5,000万円を見込んだところであり、設備備品の購入につきましても、ひまわり幼稚園とほぼ同額の2,000万円、このほか設計監理委託などとして5,584万円、その他事務費33万2,000円を見込み、合わせて総事業費5億2,617万2,000円を予算計上したところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、小学校のあり方についてを、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山崎秀行君 登壇〕

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 中陣將夫議員、件名3、小学校のあり方について、要旨(1)、五箇庄小学校に対する考え方についてお答えいたします。

五箇庄小学校に対する考え方については、現在、朝日町教育問題懇話会において広く町民の方々のご意見をお聞きしているところでございますが、その懇話会の中で、仮に建てかえるとした場合、建築費用を示してほしいとのご意見が出されました。そこで、現在の講堂を除く校舎面積1,620平米に 既に統合した学校は坪当たり単価が80万円以上要しておりますが、それよりも安く60万円として試算すると、2億9,400万円となるということであります。

また、改修のための国の補助として、「危険建物の改築事業」に該当いたしますが、この事業の補助単価は1平米当たり14万5,100円で、坪当りにしますと約48万円となり、その3分の1の16万円が補助金となります。建築費が坪60万円とすれば44万円が町負担となり、先ほどの約490坪の校舎面積では、国の補助が7,840万円、2億1,560万円が町負担となります。

以上でございます。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの答弁でよろしいですか。

中陣將夫君。

7番（中陣將夫君） 住民が、やはり朝日町が元気になってほしいという思いから、心配のあまり、経済的な裏づけを求めて、企業を誘致するべく町長には走り回ってもらいたいという思いが強いのだろうと思うわけであります。

先般もあるお母さんから、息子が大学を卒業するんだと。息子はふるさとに帰りたいと言っておるが、仕事がないという悩みを打ち明けられるわけであります。そういうことを思いましても、町長にはいろんな仕事がある中で、町民のニーズに対応すべく、企業誘致も大切な仕事の1つであろうかと。

先ほど答弁があったことで尽きておるかと思いますが、さらに町長の力強い決意をお伺いしたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

町長。

町長（魚津龍一君） 議員も議員活動が長いと思います。その中で、たびある議会で企業誘致について考え方を問われたときに幾つか申し上げたわけでありますが、今使い捨ての目薬を製造したいということでお話がありまして、朝日町で水のいいところ3カ所提示をいたしましたが、それが実らなかったことも申し上げたと思います。それから、インターチェンジを利用したときの話もしたかと思いますが、これは雇用がなかったわけであります。

そんなことを含めまして、いろんな角度でやっておるわけでありますが、やはり私どもの町のような狭隘な土地で大きな土地を求めるといのはなかなか難しい状況にあるわけであります。

そういう中で、決して企業誘致を忘れたことはございませんが、実っていないのが現実でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

中陣將夫君。

7番（中陣將夫君） 十分にわかるわけであります。入善、あるいは魚津等でも企業誘致を成功させる中で、絶対公言してはならないという慎重な気持ちから企業誘致が成功していつておるわけであります。町長には大変だろうと思いますけれども、そういう意味を含めまして、さらに努力をしていただきたいということを要望させていただきます。

次に、保育所の問題であります。

27日に私どもの民生教育委員会が会合を開きました。町からは、3つの保育所は存続するという答えをいただいたわけであります。

そうした中で、朝日町はこの計画を変更してきている中で、住民に理解を求めるべく時間が必要であると。これは、うちの委員長も、6月の本会議場で、この問題は年月をかけて協議しなければならない性質のものであると報告しておるところであります。

そういう中で、今後、町が計画した2カ所にしていくという計画の変更はないんだということであるのかないのか答弁願います。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

町長。

町長（魚津龍一君） 私の任期中には、2カ所に移行するということはないと思います、正直言いまして。

先ほどから議員が言われておりますように、2月5日に出した資料をもとにして議員各位と議論をしたいという始まりでございますので、私は決してそのように思っておりません。

先ほど質問の中で、8月17日の全員協議会で私がとりました姿勢に対してお言葉がありましたので補足をさせていただきますが、そのときには資料を出してお話をいたしました、意見の中で、父母の会との話し合いはあるけれども、自治振興会との話し合いがあるのかという、議員からお話がありました。正直言いまして、南保、山崎、大家庄の自治振興会の方々とは意見交換をしたことない状況でございましたので、引き上げさせていただいたわけあります。

その後、8月27日に常任委員会におきまして、担当部から将来の保育所はということでお話をさせていただいたのが町の方針でございます。つまり、平成20年度以降、ひまわり幼稚園と新しい保育所と泊南部保育所、桜町保育所、境保育所でやっていくということあります。

なお、児童数が10人以下になった場合は、従来どおり閉所するという考え方は変わっておりません。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

中陣將夫君。

7番（中陣將夫君） ご存じのように、全員協議会は議長によって招集がかけられるわけあります。私はあの光景を見たときに、やはり終始といいですか、これ以上議論をしてもい

ろいろ問題があるという思いからそのような行動をとられたと思いますけれども、一言、議長に対して諮っていただいて、了解することが議会制民主主義ではなかったかという思いで実は帰ってきたわけでありましてけれども……。

そういう思いの中で、私はいまだに新設保育所は必要ないという立場をとっておるわけがあります。なぜそういう態度をとっているかと。それは、大家庄保育所は築21年であります。耐用年数は十分あると思う。そしてまた、園児も70人を越えた園児がおるという中で、あえて新設保育所へ来年移動させると。そして、あの外観から見ると立派な保育所であります。それを解体していくということを仄聞しておるわけでありましたが、何かむなししいものを感じると同時に、七十数名の家庭においては大変なことが起こると。

もちろん大家庄保育所の問題は、父母の会に、先行して説明がなされておったわけでありましたが、その後自治振興会のほうから、正式には聞いていないということで、急遽会合が開かれたわけでありまして。そして、その第1回の会合のときには、集落へ持って帰るという自治振興会の考え方であったわけでありまして、その後1週間ぐらいだろうと思いますけれども、自治振興会長から、この計画は了解したという返事があった旨、先ほど答弁があったわけでありまして。

私は、この保育所問題、今町長が言われますけれども、2月5日に提出され、わずかと言えばいいのか、長いと言えばいいのか、8カ月であります。私は、計画の説明よりも保育所のあり方の議論を十分に重ねて、そして了解のもとにこの計画の遂行がなされるべきであったかというふうに思うわけでありまして。

住民の多くは、この8カ月間、桜町はもとより境の集落でも6日には再度会合があったと仄聞しておるわけでありまして。もちろん請願は引き続いて出していくと。800人近い皆さん方から署名を受けて出した請願であると。私は、その2日前に、境集落は請願を下げようと思っていると。桜町も下げるといふことでという相談を受けました。

こと請願は重いものであります。集落の皆さん方の熱い思いが請願となって出てきておることを思うときに、請願を下げようとして動きがあったということに対して、私はいささか衝撃も受けましたけれども、そこまで考えるのかという思いであります。

我々議員の大半は新設保育所に賛成の考え方をとっておられるかもわかりませんが、私はこれだけ住民が懇願していることに対して、説得ではなしに議論を積み重ねていく問題がたくさんあるわけでありまして。それからでも遅くないという思いから、私は今日行動をとってきておるわけでありまして。

これ以上お話ししても、私の思いを皆さん方に伝えるだけでありますけれども、その程度にとどめておきたいと思います。

次に、学校問題であります。

私は町当局もいろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、今3億の内訳が説明されたわけではありますが、あくまでも尋ねられたから仮の説明として数字を出したんだということではありますが、小学校教育環境等整備事業基金積立金が6億数千万あるわけであります。私はこういったときにこそその一部を割いて住民の皆様方の不安を取り除いていくのが行政ではないかと。110名、ほかは減っても、五箇庄小学校はあまり減らないと。いわゆる新興住宅であります。そういうことを思うときに、私は真剣にこの五箇庄小学校の存続について、再度町当局の考え方を町民の皆様方に答えていただくべく、質問をさせていただきます。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育長。

教育長（永口義時君） 五箇庄小学校の問題につきましては、先ほどから答弁しておりますように、ずっと質問等が出されておりました。

その中で中陣議員におかれましては、3月議会の質問の中に、今さみさと小学校へ仮に行くとしたらスペースがあるのかというご質問がありまして、私は十分入りますというお答えをしております。それから、6月議会のときに、民生教育常任委員会において、議員から、子どものことを思えば、あさひ野小学校でもさみさと小学校でも、勉強している子どもたちは同じ町民であって、おのずといろんな面で差があるとすれば、一刻も早くさみさと小学校へ入れてやれるなら入れてやるという、地区の人たちを説得して一日も早く入れてやるべきであるというようなご質問をされたかと、私、議事録でそういうふうに見ておりますので、私も、議員は一刻も早く統合しろということによっておられるということを、意を強く持って五箇庄地区とも話し合いをしていきたいというふうに思っていたわけであります。

そういった中で、先ほどから言うておりますように、町全体のことを考えれば、やっぱり2校でいくべきでなかろうかと。財政的なものもありますけれども、やっぱり数の子どもたちによりより環境で教育をしていくということにつきましては、今後とも2校でいくべきであるということで、私どもは懇話会の意見を踏まえた上で、この後、もし懇話会が2校でいけということになれば、五箇庄の皆さんを説得していきたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

中陣將夫君。

7番（中陣將夫君） 3月、6月議会の私の言質をとらえての答弁でありますけれども、私は、そのときは、同じ小学生であれば、整った環境で教育している子どもたち、そしてまた五箇庄小学校のように不備を強いられながら教育を受けている子どもたちを思うときに差があるという思いからそういう発言をしたわけではありますが、私の議員としての行動は、町民のニーズに対応して行動をとるのが議員であるという立場から、今日、五箇庄小学校存続を熱い思いで願っておられる地区の皆さん方に、要望にこたえてあげるべきだという思いから実は質問をしておるわけであります。

そういうことで、意のあるところを酌み取っていただいて、所管委員会もありますので、きょうの質問を終わります。

[【梅澤議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 次に、梅澤益美君。

〔 6 番 梅澤益美君 登壇 〕

6 番（梅澤益美君） 6 番の梅澤でございます。

昨年県が行った調査では、県政への要望で、1 位は医療の充実、2 位は高齢者福祉の充実、3 位が子育ての支援、4 位に景気対策と、少子高齢化など社会の構造が変わる中で、社会福祉分野へのニーズが鮮明に出てきたものと思われます。平成16年度までは4 年連続で1 位だった景気対策が4 位に後退したと言われていす。医師や看護師不足の深刻化がそうさせたのかなと思うわけであります。

それでは、2 件について質問をいたします。

1 件目、後期高齢者医療制度が来年4 月から導入されます。この制度は75歳以上の全員及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があると認定された人が加入する公的医療保険制度で、新たな独立型の健康保険としてスタートし、保険料の徴収は市町村が行い、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当するということでありますが、加入保険料はどうか。また、平成23年度末には療養病床が再編成されと言われていすが、療養施設や在宅医療などどのように変わっていくのかお尋ねをいたします。

【答弁：健康課長】

.....

2点目、住宅用火災警報器の設置について平成18年12月議会でも質問がありましたが、平成20年5月31日までに住宅の就寝している部屋全部に設置が義務づけられ、町では広報あさひ、みらーれテレビ、出前講座などで呼びかけをされてきていますが、町民の皆さんが本当に関心を持っておられるのではという気持ちでいっぱいです。

高齢化が進む当町では、逃げ遅れによる死者など出さないためにも、一日も早い設置の協力を呼びかけなければと思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

【答弁：消防本部総務課長】

以上です。

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの梅澤益美君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、後期高齢者医療制度についての要旨(1)、(2)、(3)を、健康課長。

〔健康課長 竹内忠志君 登壇〕

健康課長（竹内忠志君） 梅澤益美議員、件名 1、後期高齢者医療制度について、要旨(1)、加入保険料について、要旨(2)、療養施設、在宅医療について、要旨(3)、障害の認定について、一括でお答えをさせていただきます。

現行の老人保健制度は、昭和58年度の制度発足以来、国民の老後における適切な医療を確保するため、老人医療費について国民全体で公平に負担するという基本理念により運営されてきました。

しかしながら、近年における急速な高齢化の進展に伴い老人医療費が増大する中で、平成18年6月の国会で、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずるために成立した健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、後期高齢者医療制度が創設されました。

この制度への加入者は、75歳以上の方及び65歳以上で身体障害者手帳1級から3級、4級の一部、障害年金証書1・2級及び療育手帳Aをお持ちになっておられる方が対象となります。

この医療制度の事務を処理するために、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設立し、平成20年4月から実施することが規定されております。このため、県内の全市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合設立準備会が平成18年9月1日に設立され、広域連合設立に向けて諸準備が進められてまいりました。

県内の各市町村においては、平成18年の12月定例会において広域連合規約の議案を提出し、議決をいただいた後、所定の手続きをとって、富山県後期高齢者医療広域連合が平成19年1月に設立されたところであります。

富山県後期高齢者医療広域連合では、資格管理、保険料の決定及び給付関係業務の取扱いを行い、後期高齢者医療制度における保険料は広域連合が条例で定めることとなっており、市町村を問わず均一な基準に基づく保険料となります。

また、保険料の納め方は、年額18万円以上の年金を受け取っている場合は、年金から保険料が天引きとなります。それ以外の場合は、直接市町村に納める形となります。

なお、療養病床、在宅医療の医療保険適用は、従来どおりの取扱いとなるところであります。

いずれにいたしましても、広域連合で十分な審議がなされ、安定的な運営の実現と後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が提供される医療保険制度の運営主体となるものと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、住宅用火災警報器の設置についての要旨(1)、(2)を、消防本部総務課長。

〔消防本部総務課長 善万敏雄君 登壇〕

消防本部総務課長（善万敏雄君） 梅澤益美議員の件名2、住宅用火災警報器の設置についてお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置は、住宅火災による死傷者が急増していることから、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐことなどを目的として、平成16年6月に消防法が改正され、それまで設置義務のなかった一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

新築住宅は、消防法で平成18年6月1日から設置が義務化され、既存の住宅は、朝日町火災予防条例の一部を平成17年9月定例議会で改正し、平成20年5月31日までに設置することになっています。

義務化された建物は、一戸建て住宅、共同住宅、アパート、社宅及び店舗併用住宅などの住宅部分です。

住宅用火災警報器は、火災時の煙や熱などを自動的に感知し、警報音や音声で火災を知らせる機器です。

設置する場所は、ふだん就寝している部屋全部で、子どもが子ども部屋で寝ていれば、そこにも設置が必要です。また、2階に就寝する部屋があるときは、2階の階段踊り場にも設置が必要です。さらに、火災警報器を設置する必要がない階で、面積7平方メートル（これは約4畳半の面積でありますけれども）以上の部屋が5つ以上ある階には、廊下にも設置が必要です。

設置する位置は、天井に設置する場合は、壁またははりから60センチメートル以上離れた位置に、壁に設置する場合は、天井から15センチメートル以上50センチメートル以内の位置に設置することになります。また、エアコンや換気扇がある場合には、吹き出し口から1.5メートル以上離れた位置に設置することになります。

住宅用火災警報器は、煙に感知するものと熱に感知するものがあります。また、乾電池を使うタイプと家庭用電源を使うタイプがあり、乾電池式のものについては自分で取りつけることができますが、家庭用電源式のものには電気業者に依頼することになります。

義務化されたのは煙に感知するタイプで、寝室、階段、廊下には煙感知器を設置することになります。

なお、義務はありませんが、台所に熱感知器を設置すると、より安全・安心です。

朝日町火災予防条例を一部改正した平成17年10月以降、これまで広報あさひ、みらーれテレビの朝日町行政情報番組及びポスター、掲示などでPRに努めております。また、朝日町を考える出前講座等により、31の町内会、9つの団体等へ出向き、住宅用火災警報器の設置等について説明しているところであります。

こうしたことから、町内会で住宅用火災警報器を共同購入され、設置されている町内会もあります。

今後もあらゆる機会をとらえて、設置の普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 私の言い方が悪かったのか、2番目の住宅用火災警報器のところ、これについて罰則とか、また取りつけられたら確認に回られるということをちょっと聞いていたわけですが、今、課長のほうから何か答弁がなかったように思うのですが、……。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君） すみません。

罰則と確認等につきましては、消防法で住宅用火災警報器設置の義務化はされましたが、これに伴う罰則、つけなかったから罰則というようなことはありません。しかしながら、自分と自分の家族を守るために、ぜひとも設置していただきたいというのが私たちの願いであります。

また、設置の確認でありますけれども、一般住宅における確認については、ホテルなどの防火対象物などのような、設置検査等のような法的根拠はありませんが、既存住宅の設置期限となっております平成20年6月以降に、設置の確認等について、どうしていくかも含めまして、どういうふうに確認するかも含めまして検討を行っていきたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） アパートのほうであります、現在建っていて火災警報器なり、消火器と申しますか、そういうものが設置されておるところも、就寝の部屋にはこの警報器をつけなければいけないわけですか。

議長（吉江守熙君） 消防本部総務課長、答弁願います。

消防本部総務課長（善万敏雄君） 火災警報器等、それは今現在、消防法でこのとき決められた住宅火災警報器よりも精度のよい、上のランクの機器であります。そういったものがついているところについては、これの設置義務はありません。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） それと、ついでだからもう1つ伺いますが、今この火災警報器、熱感知と煙感知がありますけれども、電池式のもの、市販されておるのは大体5年とか10年が主ではないかと思うんですね。それで、この電池式で10年というのは、果たして、これは何か保証するようなことを書いてあるのですけれども、10年もつのですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

消防本部総務課長。

消防本部総務課長（善万敏雄君） おっしゃられるように、乾電池式の住宅用火災警報器には、言ってみれば性能等によって、電池が2年式のものを使うもの、あるいは5年式のものを使うもの、それと今ほど言われました10年式のものを使うもの、こういったような機器の販売ということになっております。それと、もう1つあるのは、取りつける機器自身の更新期間が10年というような形になっております。

それで、今ほどのようなご質問の、電池が10年もつのかと言われてますと、私もちょっとそれはメーカーのほうに問い合わせたことはないのですけれども、ただ私も10年式のものを使っています。それを見ますと、やはり10年はもちますよというふうにしただけ書いてないのです。そして、機器についても、10年後には取りかえをしてくださいというふうな形になっております。

以上です。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 10年もつのかと 課長が言われることには質問のしようがないのですけれども、一般的にこの10年、5年というのはメーカーの表示ですから。これ、北陸地方と太平洋側と湿度が全然違うわけですね。北陸というのは非常に湿度が高いわけで、普通皆さんも懐中電灯に電池を入れたりすると、幾らアルカリ性のいいものを入れても、大体1年ぐらいほっておくとさびが出てきて、器械までだめになっていくようなことが多いのではないかと思いますよ。皆さんも大体2年ほどするとそういう経験を持っておられるのではないかなと。

そうすると、警報器には入れっぱなしですから、幾らアルカリ性のものを入れても何かもう2年ももつのかなというような、湿気にやられてしまうのではないかなというような、そういう感じがしたものですから、課長に質問したわけでありまして。

今後、そういう点を勉強して、もし何かあればまた教えていただきなと、かように思いま

すので、よろしくお願いします。

それと、後期高齢者の話であります。何と申しますか、非常に景気が悪くて政治のほうもいろんな不安があって、また年金の問題、あるいは定率減税だとか、こういういろんな負担と不安が入り混じっておる時代であるから余計この高齢者の医療制度がどういうふうになるのかなと。「どれくらい払わんなんがかな」「どういう払い方せんなんがやるか」というような、そういう不安を持っておられる方が非常に多いように聞いております。

ですから、この制度のあり方と方向性とその保険料と申しますか、保険税と申しますか、そういうものをなるべく早く決めて発表していただければと思うわけですが、18万以上の方は年金から、介護保険料と同じかなと思うのですけれども、この保険税と広域連合のこの保険税と申しますか、保険料と申しますか、これはどういうふうな関係になっていくのか、そのへん教えてください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁 町長。

町長（魚津龍一君） 後期高齢者連合の副管理者としてお答えを申し上げます。

国では、それぞれ都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合を設立して、75歳以上の方を対象とするということは法律で決まったわけでありまして。

先ほども申し上げましたように、ことし1月に富山県後期高齢者医療広域連合が設立されたわけでありまして。私はその副連合長であります。そこで、今苦慮しているのは、厚生労働省が医療単価をまだ提示していないのであります、正直言いまして。そこで、今月中旬まである程度の目安の数字をもって富山県がはじめて厚生労働省に報告いたします。それを受けて全国津々浦々ですね。それで、厚生労働省がその全体を眺めて1つの指針を出していくということになるわけでありまして。

そんなことで、後期高齢者の連合におきましても、今のところ順調に行けば、来月の上旬には連合長と副連合長とある程度協議をして、その後担当者会議、もしくは副市町村長会議、そして広域連合の議員協議会を開きまして、そして15市町村が12月議会で決定をしていくと。その後、対象になる方々にそれぞれ市町村がPRをしていくと、こういう状況でありますので、まことに私どもはそういう立場にありながら、若干事務の手遅れは国のほうにあると、かように思っております。この後期高齢者医療制度そのものがどうなるかというご心配をお持ちの町民の方もおられるというのも私も実感しておりますので、そういうことでございますので、丁寧に説明をしていただければありがたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

6 番（梅澤益美君） はい。

[【協議員の質問へ移る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） 次に、脇四計夫君。

〔 3 番 脇四計夫君 登壇 〕

3 番（脇四計夫君） 議席番号 3 番の、日本共産党、脇四計夫でございます。

まず、件名 3 つ出させていただいておりますが、五箇庄小学校の建てかえについて質問をいたします。

五箇庄小学校は、これまでも議会でたびたび答弁等で明らかにされておりますけれども、昭和 30 年以前に建てられた校舎で、その一部は大正時代に建てられた校舎です。そして、文部科学省がおおむね危険な状態にある危険校舎だとする度数、耐力度という点数があるわけですが、それを 5,500 点と定めています。1 万点が満点ということで、5,500 点以下の校舎は危険であると文部科学省自身が決めています。町当局は、2 年前の本議会におきまして、そのように答えられました。

昨今、地震が相次いで起きている中で、五箇庄地区の皆さんは、町も公認の「危険校舎」で子どもたちが勉強していること、勉強をさせていることに大変不安を感じておられるのは当然ではないでしょうか。

そのことから、昨年に続きまして、五箇庄小学校、ぜひたくは言わないが、早く建てかえてほしいと今議会にも請願が出されています。

中を見せてもらいますと、控えめな内容であり、しかも町民の皆さんが、だれもがそうだなと納得できる妥当なものと考えています。

町は五箇庄小学校の建てかえについて、どのように考えておられるのか、考えをお尋ねいたします。

要旨 2 つ目は、朝日町教育問題懇話会の内容についてお聞きします。

6 月議会におきまして、教育環境が安心して教育を受けられるかどうか、広く町民の率直な意見交換をする場として、この朝日町教育問題懇話会を設置し、その開催の準備をしていると言われました。そして、その中で五箇庄小学校の件についてもご意見をお聞きしたいと答えられています。どのような懇話会の内容であるのかお答えください。

【答弁：教育委員会事務局長】

.....

件名2つ目は、医療や国保など、福祉制度についてお尋ねをいたします。

具体的な質問に入る前に、先ほど来質問もありました後期高齢者医療制度が来年の4月から実施される。これは、昨年国会で政府・与党が医療改革法として決めた制度であります。

75歳以上の高齢者の医療保険を、これまで加入していました国民健康保険、あるいは会社等の健康保険等から、75歳以上の医療については強制的に脱退させ、後期高齢者だけの医療保険をつくるというものです。しかも、保険料はこれまでと違います。年金額が月1万5,000円以上の人 先ほど健康課長は、年間18万円以上と言われました。一緒のことではありませんが、私は月1万5,000円以上の人から取るといえば一番わかりやすいと。年額で保険料を取るわけではありませんから 年金額から天引きされるというわけですね。年金額が、支払いのときに、月1万5,000円以上の人ということですね。

現在は、75歳以上の中で、多くの方がサラリーマンの息子さんなど家族の扶養家族となっていて、高齢者の方は保険料を負担する必要がない人もいます。今、試算は具体的には出ておりませんが、報道されているところによると、この制度によって、平均6,200円程度の保険料を負担することになると言われています。

この制度は、高齢者が10%、他の医療保険から40%の支援金、そして公費が50%の割合でスタートいたしますが、高齢者の人口が増えてくるに応じて、保険料が自動的に10%からだんだん増えて12%、15%と引き上げられる仕組みになっている、そのような後期高齢者医療制度です。

そこで、質問に入ります。

朝日町における後期高齢者の対象はどれほどになるのか。多くの町民は、まだこの制度について知らされていない状態です。

保険の対象者は何人か。そのうち、先ほど言いました家族の扶養家族になっていて、来年4月から初めて新たに保険料を負担しなければいけない高齢者は何人おられるのかお答えください。

そして、保険料を徴収する担当の課は健康課だとお聞きしておりますが、そのような事務を扱ったことのない課だと思います。十分対応できるのか。役場全体でこの作業をしていくことが求められているのではないかと、お答えください。

それから、先ほど来説明がありましたから、富山県の広域連合の議会で最終的に保険料が決められるというわけですが、広域連合議会の議員の割り当ては、朝日町は1人です。私たち日本共産党新川地区の議員団は、各自治体の意見が十分反映されるように、1つは「任意

の理事会」を設け、そして広域連合議会はすべて複数の議員を自治体に配分すべきではないかと提案をしてきました。

住民の声が届く連合議会にしていく必要性について、町のお考えをお聞かせください。

次に、要旨3つ目であります健康保険税の減税についてお聞きをします。

今町民の皆さんの中から、「国保税を払うのが大変だ」、そのような声を多く聞きます。国保税の収納率が、今議会の冒頭でも言われました、年々下がっています。その原因について、町当局はどのように認識をされておられるのかお伺いします。

根本的には、国が負担すべき割合がどんどん少なくなっていることにあるのではないですか。町は国に対して、何でも地方に押しつけるのではなく、きちんとして国庫負担の引き上げを言うべきだと考えますが、町のお考えをお答えください。

【答弁：健康課長】

.....

件名の3つ目であります地域づくり、商店街振興について質問をいたします。

少子高齢化が進む中で、住み続けられる朝日町にすること。それは、すべての町民の皆さんの共通した願いではないでしょうか。

日常生活で気軽に買い物や病院に行くことができるまちづくり、そのような町の政策が必要であると考えますが、お答えください。

さらに、公共バスの充実について、これについても町民の中に強い要望があります。その願いにどのようにこたえようとされるのかお答えください。

さて、商店、商店街は寂れる一方、抜本的な対策が求められています。そのような中で、大型スーパーの進出計画が言われています。町はどのような対応をされるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

【答弁：産業部長】

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの脇四計夫君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、五箇庄小学校の建てかえについて、要旨(1)、(2)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山崎秀行君 登壇〕

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 脇四計夫議員、件名1、五箇庄小学校の建てかえについて、要旨(1)、五箇庄小学校の建てかえについて、要旨(2)、朝日町教育問題懇話会についてお答えいたします。

去る8月17日に、五箇庄地区自治振興会長、五箇庄小学校PTA会長、桜町保育所父母の会会長の連名による「五箇庄小学校存続と早期改築の請願書」が町長に提出され、その内容は、校舎の老朽化が著しく極めて危険な状態にある。五箇庄小学校の児童数は減少していない。町勢を衰退させないためにも五箇庄小学校は必要である。五箇庄地区住民はぜひいたくなくことを望んでいないといった内容となっており、8月27日付で同じ内容の請願書が町議会にも提出されたことは承知しております。

町といたしましては、五箇庄地区の皆さん、五箇庄小学校PTAの皆さんなどと五箇庄小学校の校舎の安全性に対する切迫した危機感は共有するものでありますが、これからの町全体の児童数を考えたとき、五箇庄地区の皆さんの気持ちにこたえることは不可能であると考えております。

また、朝日町教育問題懇話会の開催とその内容につきましては、先ほどの創政会の代表質問にお答えしましたように、7月23日、8月10日、9月3日の3回開催しており、各委員の意見交換の中では、五箇庄地区の委員からは、先ほどの請願の内容にある事柄等を細かく述べて存続を主張されておりますが、他の委員からは町全体の児童数が減っていることや町の主要な財源の地方交付税も減っていくなど大変厳しい状況にあり、町は2校として五箇庄地区の理解を得る必要があるとの意見が大勢ではないかと感じております。

先ほど町長から小学校は2校でいくとの答弁もあり、この懇話会において意見の集約がなされ、2校が適当となれば、不退転の決意で五箇庄地区、PTAの皆さんを説得し、理解を得ていきたいと思っております。

以上です。

[【質問：件名1に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、医療・国保など福祉制度について、要旨(1)、(2)、(3)を、健康課長。

〔健康課長 竹内忠志君 登壇〕

健康課長（竹内忠志君） 件名2、医療・国保など福祉制度について、要旨(1)、後期高齢者医療制度による対象者等について、要旨(2)、広域連合について、要旨(3)、国保税について、一括でお答えをさせていただきます。

平成20年4月から、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方は、新しく創設される後期高齢者医療制度に加入することになります。

現在、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方は、国民健康保険や被用者保険に加入した上で町の老人保健制度による医療給付を受けていますが、この老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に切りかわります。

被保険者となる人は、75歳以上の人と65歳以上で寝たきりなどの一定の障害のある人で、町では約3,000人が対象と見込まれ、このうち社会保険や共済保険の被扶養者で、ご自分で保険料を負担する必要のなかった人は約600名とみられます。

広域連合は、都道府県の区域ごとに全市町村が加入する特別地方公共団体で、後期高齢者医療制度を運営する保険者として、保険料の決定、賦課の決定、医療費の支給などの事務を行います。

保険料の納付は、原則として年金からの天引きとなり、それ以外の場合は直接市町村に納めることとなります。

保険料の納付などの事務処理につきましては、今後検討されることとなります。

富山県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、平成18年12月の朝日町議会定例会に規約の議案を提出し、議決をいただいたところであります。そして、広域連合規約第7条の規定により、広域連合議会定数は24名とされており、同規約第8条の規定により、平成19年2月に朝日町議会臨時会におきまして、当町から1名を選出されたところであります。

次に、国民健康保険税についてであります。

国民健康保険は、被保険者が負担する国保税と国が交付する国庫支出金、県の補助金、町の一般会計からの繰入金、被用者保険からの拠出金が主な財源となっております。

一般に社会保険等の場合は事業主と被保険者が折半負担をしておりますが、国民健康保険の場合は事業主負担に見合うものがないことや被保険者に低所得者層を含むことなどから国が大幅な財政援助をしており、医療給付費の約5割が国庫負担となっております。

いずれにいたしましても、平成20年4月からは後期高齢者医療制度が始まり、被保険者の3分の1以上の方が新しい制度に移るため、国保財政も大きく変わることとなります。

新しい制度と枠組みの中で、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

次に、件名3、地域づくり、商店街振興について、要旨(1)、(2)、(3)を、産業部長。

〔産業部長 朝倉 茂君 登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名3の地域づくり、商店街振興についての要旨(1)であります住み続けられるまちづくりについて、それから要旨(2)の公共バスの充実について、それから要旨(3)の大型スーパーの進出計画についてお答えをいたします。

県内における大型店の進出により消費行動範囲の拡大や購入手段の多様化により購買力の流出が増加し、中心市街地の空洞化や空き店舗が多く見受けられるようになり、商業の衰退が危惧されているところであります。

また、商店街が衰退することにより、移動手段のない高齢者にとっては生活に不自由と不安をもたらす大きな負担となっており、高齢者などにもやさしく、だれもが安心して生活できるまちづくりが今求められているところであります。

このようなことから、朝日町商工会が中心となって「まちかど美術館」「おやすみ処」を朝日町本町地内に開設し、商店街利用者の憩いと安らぎの場として利用していただいているところであります。さらに、泊環状線のバリアフリー化により、歩行者の利便性の向上を目的に歩道改良などを行ってきたところでありますが、今後とも高齢者に優しいまちづくりや商工会と連携を図りながら、商工業の振興・発展につながる諸施策に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共バスの充実についてお答えをいたします。

平成19年度の公共バスの運行につきましては、市振線や愛本線など5路線で週39便を運行しておりますが、乗客の大半は高齢者などで、町内の利用者はもとより町外の利用者の多くは病院への通院や町商店街への買物などに利用されているのが現状で、この利用状況から生活の足として定着してきているものと認識をいたしております。

公共バスの路線拡充などに関する要望につきましては、過去にも利用者の多い大平線を市振線として路線延長を行い、さらには利用者からの要望のあったJR泊駅前からあさひ総合病院までの運行見直しについて試験運行を実施し、その利用実績などを踏まえ、運行ルートの路線化を行ってきたところであります。

このようなことから、新たな路線運行などの要望があった場合には、事前調査などを実施し、総合的に判断した上で路線化を行うことといたしておりますが、今後とも利用状況や利用者の意見などを考慮しつつ、効率的な公共バスの運行に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、大型スーパーの出店計画についてお答えをいたします。

食品スーパーの出店計画につきましては、9月4日出店業者側から委託された業者から初めて開発行為などの事前相談を受けたばかりであります。この出店場所は、国道8号の月山西交差点と月山東交差点の間の北側に位置し、県道大家庄草野線に接します約1.5ヘクタールの土地であります。

現在、建物などの詳細な内容につきましては検討中とのことであり、現段階では開発行為の予定区域しか把握していない状況にあります。

今後、正式な申請等が提出された段階で、都市計画法や農地法、建築基準法、さらには大規模小売店舗立地法など関係法令に基づき内容を調査・確認し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、五箇庄小学校の問題であります。私の前の一般質問でも答えられておりますのでダブる答弁はいただかなくても結構です。私のほうもそこは調節しながら再質問をさせていただきたいと思えます。

1つは、文部省の基準に照らしても耐力度が低いという学校で子どもたちが勉強をしていることについて、義務教育である小学校の責任者として、町はその責任をどのように感じておられるのか、まずそこをお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育長。

教育長（永口義時君） 教育行政を預かる者といましては、今ほどおっしゃいましたように、耐震性がないということございまして、最近の地震等の災害等を見ておまして、非常に心を痛めておるといふか、早急に対応しなければならないという考えを持って対応しておりますので、その1つがこの懇話会ということでございます。

その懇話会の意見を受けて、私どもは早急に五箇庄地区、PTAの皆さんと話し合いをして、今、ほかの学校に統合するということで、新しい学校をつくらなければならないということございませぬので、すぐにでも入れるような状況にあるわけでございますから、そういったところへ行っていただきたいという説得に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 先ほど、懇話会の答弁の中で、五箇庄地区以外の委員の皆さんからは2校でいいのではないかというふうな意見が出されたということでもあります。しかし、そのような地区の人たちの中でも、危険校舎の中で子どもたちが勉強していることは、一日も早く解消をしなければいけないということについては、異論はないのだろうというふうに思えます。さらに、町の財政とかいろいろ考え合わせてそう言われておる人もいるかと思えます。あるいは、他の地域の皆さんの中には、小学校が昔はあったけれども、既になくなってしまった、やむなく同意してきた私たちの気持ちというのがある方もあるかと思えます。

そこで、私が再質問させてもらおうと思っていましたところ、先ほどの質問の中で、校舎を新築する費用はどれだけかということで、3億近い数が言われました。私は、もう少しかかるのかなと思って5億円と3億円のことを考えてみたわけですが、3億円の中で国の補助金というのが3分の1出る。これは、そのとおりでいいかどうかお答えください。

それから、借金をして建てる。その限度は、90%までは借金をしてもいいよということになっているかと思いますが、その点について、私の認識が正しいかどうかお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山崎秀行君） 国の補助金につきましては、先ほども答弁の中でお答えしておりますけれども、補助単価の3分の1が補助金として来ます。残りの3分の2、あるいは補助単価を超える分については町の支出と。

あと、借金した場合の、その90%の上限の件ですけれども、私、このへんまだ把握していないものですから、ちょっと調べさせてください。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） すみません。事前に通告の中に入れておかなかったことなので、当然かと思えます。

私、実は県のほうでお聞きしました。補助金3分の1、起債の限度が90%、それで政府財政融資資金というお金を使うと、2.1%の金利ということであります。

それで、わかりやすく3億円として、先ほどの答弁では3分の1ではなくして7,800万円が国から補助が出るという話でしたが、まず3分の1ということで2億円。2億円丸々借金をすることができませんから、起債の限度が90%ですから1億8,000万円を起債でしたと計算をしてみますと、25年の返済ですから、毎年町が元利均等で支払う金は1,000万円と1,000万円、25年間で返済が可能であるという計算になるわけでありまして。さらに、この返済については交付税措置等があるわけですから、もっと早く、あるいはもっと返済金額が少なくなる可能性があるかと思えます。

私は、実は6月議会でこの質問をしましたときに、日本共産党の試算では毎年1,000万円あれば建つんだという話もしましたら、前のほうの人がひとり言を言われました。その根拠を示せと言われました。私は、質問者に対して質問をされましたことありますから、答える必要がありませんでしたので答えませんでした。そのように毎年1,000万円を二十三、四年間払っていくことによって危険校舎が解消できるんだというのも事実だと思うのです。それ

を懇話会の中で、それこそ五箇庄地区以外の人たちにも明らかにして、教育環境整備のために理解してくれるのかと、そこだと思っんですよ。その努力がなければ 私は、実はこの耐力度の話は答弁で聞いたのは2年前の12月議会ですから、それからずっと子どもたちは毎日、いわゆる危険校舎という中で勉強をしてきている。それを事実上放置してきた責任は大きいのではないかというふうに思います。町の考えをお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

教育長。

教育長（永口義時君） 今、協議員がおっしゃった内容につきましては、懇話会の中で、五箇庄地区の委員からは、校舎を建てるとしてもそんな立派な学校は要らないと、そんなに経費もかからないはずだということの中で意見をおっしゃっておるわけであります。

しかしながら、私どもが申し上げておりますのは、今、児童数がこれだけ減ってきているという中において、先ほど申し上げましたが、さみさと小学校でも、昨年生まれた子どもが、そのままさみさと小学校区の子どもさんが6年後にさみさと小学校に上がるとしたら、32人しかいないのです。今、さみさと小学校は1クラスの教室が3つあります。それが1つしか要らないということになるわけですね。そういった状況が続いていきますと、それこそ今の統合された学校がむだじゃないかという話が大いに出てくるのではないかという懸念を持っておりますし、現にそういったところに行っていただければ、新たな負担は必要ないし、町としても今後の財政状況等を見た場合、そういった児童数の推移、そういうものもあわせて、今そのまま入っていただける学校へ統合したいという考えを持っておるわけでございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 私は、その多くの町民の皆さんが、小学校をつくるのを、大変な金が必要じゃないかと。朝日町は借金がたくさんある。さらに、借金を重ねるのかと言われるような町民の人がおられることは事実だし、少なくとも、たくさんおられるということも事実だと思っております。

しかし、町がその気になって、ひとつ理解してほしいと言え、私は、多くの町民の方は理解をしてくれるのではないかなというふうに考えますし、繰り返しますが、何より子どもたちの安全を真剣に考えていただきたい。要望とさせていただきます。

次に、高齢者医療制度について、時間がありませんので移ります。

75歳以上の人の新しい制度です。しかし、介護保険が天引きをされています。さらに、今

度はこの後期高齢者医療保険料が天引きをされる原則であります。原則天引きをされるといふふうなことで、特に国民年金の皆さんは、憲法で保障された最低限度の生活を営む権利、この生存権すら否定されようとしているのではないのでしょうか。

75歳以上の国保の滞納については、これまで保険証を取り上げるということはしてはならないとなっていたわけですが、後期高齢者医療制度になりますと、滞納をすれば保険証を取り上げられるという事態にもなります。

私、きのう、病院に行きまして、お金を払うときに、窓口にリーフレットが置いてありました。さきの質問者に対する答弁の中で健康課長が言われたことが書かれていました。「医療制度を将来にわたり持続可能なものとし、また世代間の負担の公平を維持し、現役世代と高齢世代の負担を明確にする」とこの制度のリーフレットに書いてあります。

皆さん、これを読んだ人がどのような制度を描くでしょうか。わかりやすく解説をしますと、後期高齢者医療制度では、1つ、診療の回数や薬が制限されますよ。2つ、診療科の掛け持ちも難しくなりますよ。3つ、手術や入院もこれまでのような手厚い医療は期待できませんよ。粗悪な、75歳以上の人は、おっつけ寿命というのもありますから、というふうなことです。そして、4つ目は、終末期の患者は病院を出されますよ。これらのことが嫌で、今までのような十分な医療を受けたいと思うのならば、後期高齢者医療保険制度は使えませんよということです。しかも、現役世代の給料の明細書には、一般保険料と高齢者の特別保険料という明細が書かれるわけです。現役世代と高齢者世代とを対立させて高齢者医療の粗悪化をやむを得ないというふうなことにしようとしているわけです。

このように、導入前から問題の多い、欠陥だらけの制度です。私たち共産党は、保険料の天引きと負担増をやめてくれ。高齢者への差別医療を導入するなど。今まで、医療の中で、年齢による医療の差別というのは、この制度が導入されると初めて起こるわけです。そして、国庫負担の大幅な引き上げなど、制度の抜本的な見直しをすべきだと。しかも、これを多くの国民の皆さんと一緒に改善をさせていくということでもあります。

それと、質問をいたしました保険料の徴収、健康課でやるというわけですが、それは決まっていないのですか、お答えください。

議長（吉江守照君） ただいまの質問に対して答弁願います。

健康課長。

健康課長（竹内忠志君） 徴収だけの件でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

健康課長（竹内忠志君） 徴収とか事務の内容等を含めましては、先ほども答弁でお答えしたと思いますが、これから検討するものであります。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） これからが大変だということを伺っています。単に広域連合と役場の担当のところだけでは決まらない。社会保険庁、あるいは国保連合会、介護保険組合等と密接なやり取りをしながらやって行かなければいけない。しかも、徴収についてはまだ決まっていないということではありますが、徴収方法についても、税務課のように日常的に勉強されておるところではないと思いますので、これは役場挙げてこの問題に取り組んでいかないと、健康課だけでは大変な事務負担になると考えます。

以上、お答えをいただきませんでした部分についてお聞きしました。

最後に、国保の問題であります。

その中で答弁が漏れておりましたので、まずそこをお答えください。

国保税の収納率が年々低下している。その原因について、どのように思われるのか、認識されておられるのか、お答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して、健康課長。

健康課長（竹内忠志君） 年々下がっている国保税の徴収についてという質問でございますが、これにつきましては、私ども、今、一般・退職分を含めまして、16年度96.64、平成17年度には96.85、平成18年度には96.96とわずかではございますが、徴収率は伸びているというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） ちょっと私はそういうふうには認識をしていません。

というのは、決算意見書の中で、収納率は87%と書いてある。これは違うのですか。

議長（吉江守熙君） 財務課長。

財務課長（大村 浩君） 国保税の徴収率についてご質問ありましたので、お答えします。

もし決算書がお手元にありましたら328ページにあると思いますが、そこに国民健康保険税のそれぞれの医療給付費分の現年課税分、介護納付金分課税分というふうに決算額が出ています。これは当然お手元についてはことしの分しか出ていませんので、皆さん、その明細を言います。

現年分としまして、医療給付費分が、昨年が95.89。18年度は95.86。この分だけですと、

0.03下がっています。次の介護納付金、これが、17年度が92.29、18年度が92.88。ですから、0.59%。そういった意味で、現年分とそれを合わせますと0.11%、現年分に関しては、国保税は上がっております。それをもとにしまして、健康課長さんは、上がっていると、そういうふうに答えたわけです。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） ちょっと私の質問が、認識が違っておったようですので、その部分については削除をお願いしたいと思います。

それで、引き続いて、先ほど国保に対する国の負担が給付額で約50%あるんだというふうな答弁がありました。実は給付額というのは、本人負担が3割ありますから、7割の50%ということになるかと思えます。それで、かつては医療費について45%を国が負担をしていたわけです。それを国保会計の50%を国が面倒見るということです。大幅に国の負担が下がっているわけです。もっとも35%だけではなくして、高額医療費の一部国庫負担等がありますから約38.5%ということになっていますが、今日、私が冒頭質問で述べましたように、国保税に対する町民の負担感というのは大変なものがあるわけです。しかも、町も国保会計がここ2年間、単年度で赤字になっている。その原因は何かと言ったら、やっぱり国の負担部分が少なくなったからではないでしょうか。

私は、朝日町は国に対して、国庫負担率を引き上げるよう、しっかりとものを言うべきだと思います。重ねてお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの質問に対して答弁願います。

健康課長。

健康課長（竹内忠志君） 確かに国保財政は、過去4年前から単年度収支で申し上げますと赤字になってきているのは事実でございます。

ただ、これからの中におきまして、先ほども申し上げましたように、後期高齢者医療制度が始まる中で、国保税については大きく変わろうとしております。その中で今後とも適正な対処をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 最後の再質問とさせていただきます。

国保会計が改善されること、それはすばらしいことだと思うのです。しかし、その改善の

中身だと思うのです。町民の負担が少なくなって改善されるのだったら、私は大賛成です。しかし、ずっとこの間政府がやってきたことは、どのような中身だったのでしょうか。すべて国民に負担を押しつけるやり方ではないですか。

私は、地方自治体として、しっかりと国に対してものを言うべきときだと。地方の時代だ、地方分権だと言いながら、この前の住民税がまさにそうではありませんか。地方税法という法律を国会でつくったために、町民はたくさんの住民税を負担することになっておるわけですよ。このことを最後に指摘をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守照君） 以上をもって町政に対する一般質問を終了いたします。

[【議案の委員会付託へ移る】](#)

議案の委員会付託

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

上程されております、認定第1号 平成18年度朝日町一般会計歳入歳出決算から議案第45号 新川広域圏事務組合理約の変更の件までの13議案は、これを朝日町議会会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、上程されております認定第1号から議案第45号までの13議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

請願の委員会付託

議長（吉江守熙君） 次に、請願を議題といたします。

今期定例会までに受理いたしました請願は次のとおりであります。

請願 1 件。

五箇庄小学校存続と早期改築の請願書。請願者 五箇庄地区自治振興会、会長、松沢正隆ほか 2 団体。所管 民生教育常任委員会。

以上であります。

この際、請願について、紹介議員から説明を求めます。

「五箇庄小学校存続と早期改築の請願書」について、中陣將夫君。

〔 7 番 中陣將夫君 登壇 〕

7 番（中陣將夫君） 五箇庄小学校存続と早期改築の請願書。朗読をもって説明にかえたいと思います。

1、校舎の老朽化が著しく極めて危険な状態にあります。

現校舎の約半分は大正 7 年に建築された木造校舎で老朽化が著しく、大きな地震や台風等の災害が発生した場合、幼い児童及び教職員が犠牲になることは確実です。最近、能登半島や中越沖地震など周辺地域でも大規模地震が頻発しており父兄や地域住民は小学校倒壊の悪夢に怯え日夜心を痛めています。

2、五箇庄小学校の児童数は減少していません。

五箇庄小学校の児童数は、ほとんど減少しておらず今後とも学校を存続させることが十分可能です。むしろ、110人程度の小学校は、児童に対する先生の目が良く行き届くと共に校長の管理も容易であり児童達にとっては理想的な教育環境と考えられます。

このように恵まれた学校を敢えて廃校として児童達に遠距離通学を強いるのは善政とは思えません。

雨風の日や吹雪の中、重いランドセルを背負って長い道のりを歩く幼い一、二年生の姿は見るに忍びません。

3、町勢を衰退させないためにも五箇庄小学校は必要です。

近くに小学校や保育所があることが住居を選ぶ上での大きな条件の一つです。五箇庄地区は、そのような条件が整っていることで沢山の住宅が集まり子育て世代の若い人口が増え朝日町のベッドタウンとして町全体の人口流失の歯止めとしても役立ってきました。最近、桜町保育所の廃止が提案されていますが、更に五箇庄小学校が廃校になるようなことがあれば、

この地域は不便で魅力のない町になり衰退する恐れがあると思われます。

4、五箇庄地区住民は贅沢なことを望んでいません。

五箇庄地区住民も町の財政が厳しい状況にあることを十分理解しています。したがって、現校舎が補強等で安全が確保できるのであれば強いて改築は望みません。また、改築が必要な場合でも最も危険と思われる大正7年及び昭和27年に建築された校舎を改築していただき昭和38年に建築された講堂は、先送りされても止むを得ないと考えています。更に、改築校舎もユニークなデザインや豪華なスペースは望んでいません。児童が安全で支障なく学ぶために必要な最小限の大きさであれば良いと思っています。

以上、請願といたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの請願1件は、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程はすべて終了しました。

次会の日程

議長（吉江守熙君） 次に、次会の日程を申し上げます。

明13日は民生教育委員会、14日は総務産業委員会、民生教育委員会を開催いたします。また、18日は本会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（吉江守熙君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 5時53分）